# 9. 地域環境活動

#### (1)市町村における環境保全活動

#### ア 市(町村)民環境憲章等

	市町村名		名 称	内 容
銚	子	市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不 法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、 市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を 図る。平成7年6月29日制定
市	原	市	不法投棄絶滅宣言	平成 12年 7 月 5 日市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。
袖	ケー浦	市	環境保全宣言都市宣言	平成3年3月15日採択 「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。
沼	南	町	環境保全宣言	立看板設置、懸垂幕、横断幕を掲示し、PRするとともに、広報紙掲載、不法投棄パトロールを徹底する。 平成元年9月18日宣言
白	井	町	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的として平成8年10月6日に宣言を行った。

#### イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

#### 【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名	制 定 日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H06/12/21
市川市	市川市環境基本条例	H10/07/03
船橋市	船橋市環境基本条例	H09/03/31
野田市	野田市環境基本条例	H08/07/31
佐 原 市	佐原市環境基本条例	H12/03/30
茂原市	茂原市環境条例	H10/04/01
成田市	成田市環境基本条例	H09/03/31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H08/12/24
八日市場市	八日市場市環境基本条例	H08/12/17
旭 市	旭市環境基本条例	H08/07/01
習志野市	習志野市環境基本条例	H11/09/28
柏 市	柏市環境保全条例	\$53/06/27
勝浦市	勝浦市環境基本条例	H12/04/01
市原市	市原市民の環境をまもる基本条例	\$48/03/31
八千代市	八千代市環境基本条例	H10/11/24
我孫子市	我孫子市環境条例	H09/10/01
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境保全基本条例	H05/12/22
四街道市	四街道市環境基本条例	H09/09/29
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H12/04/01
八街市	八街市環境基本条例	H10/04/01
印西市	印西市環境基本条例	H11/03/19
富 里 町	富里町環境基本条例	H11/03/25
白 井 町	白井町環境基本条例	H12/06/14
栄 町	栄町環境基本条例	H10/12/11
山 田 町	山田町環境基本条例	H09/10/01
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10/06/26
長 生 村	長生村環境条例	H12/03/10
長 柄 町	長柄町環境条例	H11/01/01
大多喜町	大多喜町環境基本条例	H08/12/19
御宿町	御宿町環境保全条例	\$48/06/27

#### 【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名称	制 定 日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H07/10/02
銚 子 市	銚子市公害防止条例	\$47/06/20
市川市	市川市環境保全条例	H10/07/03
船橋市	船橋市環境保全条例	H09/03/31
館山市	館山市公害防止条例	S 47/10/02
木更津市	木更津市公害防止条例	S 47/03/28
松戸市	松戸市公害防止条例	\$47/04/20
野田市	野田市環境保全条例	H08/07/31
佐 原 市	佐原市公害防止条例	\$47/12/22

市町村名	名	制定日
茂原市	茂原市環境条例	H10/04/01
成田市	成田市公害防止条例	\$47/03/30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11/09/30
東金市	東金市公害防止条例	S 47/07/03
八日市場市	八日市場市環境保全条例	H09/03/25
旭市	旭市環境保全条例	H08/07/01
習志野市	習志野市公害防止条例	\$45/04/01
柏市	柏市公害防止条例	S 47/07/01
勝浦市	勝浦市環境保全条例	H12/04/01
	市原市生活環境保全条例 流山市公害防止条例	H10/03/23 S47/06/20
	八千代市公害防止条例	\$47/06/20 \$47/04/01
	大田の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	H09/ 1 0/01
鴨川市	鴨川市公害防止条例	\$47/06/24
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市公害防止条例	\$47/10/05
君津市	君津市公害防止条例	\$47/06/29
富津市	富津市公害防止条例	\$46/12/24
浦安市	浦安市公害防止条例	S 47/03/24
四街道市	四街道市公害防止条例	\$47/12/21
袖ケ浦市	袖ケ浦市環境条例	H12/04/01
八街市	八街市環境保全条例	H10/04/01
印西市	印西市環境保全条例	H11/03/19
関宿町	関宿町公害防止条例	\$47/03/18
沼 南 町	沼南町公害防止条例	\$49/06/30
酒々井町	酒々井町公害防止条例	S 51/06/25
富 里 町	富里町公害防止条例	\$47/07/04
印 旛 村	印旛村公害防止条例	\$53/03/27
白 井 町	白井町公害防止条例	\$46/12/22
本 埜 村	本埜村公害防止条例	\$60/03/08
栄 町	栄町環境保全条例	H10/12/11
下 総 町	下総町公害防止条例	S 47/03/21
神崎町	神崎町公害防止条例	S 47/07/10
大 栄 町	大栄町公害防止条例	\$47/03/14
小見川町	小見川町公害防止条例	S 47/03/16
山田町	山田町環境保全条例	H09/10/01
栗源町	栗源町公害防止条例   タカボハ 中間   タカボ ハ ト ト ロ   タカボ ハ ト ト ト ロ   タカボ ハ	S 47/07/14
多 古 町 干 潟 町	多古町公害防止条例	\$47/05/13 \$59/12/21
	干潟町公害防止条例   東庄町公害防止条例	\$47/03/17
海上町	海上町公害防止条例	S 47/03/11
飯岡町		S 47/03/11
光 町	光町公害防止条例	S 47/03/10
野栄町	野栄町公害防止条例	S 47/03/08
大網白里町	大網白里町公害防止条例	S 47/11/25
九十九里町	九十九里町公害防止条例	H07/12/15
成東町	成東町公害防止条例	S 48/04/20
山武町	山武町公害防止条例	S 47/03/17
松尾町	松尾町騒音防止に関する条例	\$30/06/14
横芝町	横芝町公害防止条例	S 60/10/01
芝 山 町	芝山町公害防止条例	\$47/06/16
一 宮 町	一宮町公害防止条例	H02/03/14
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10/06/26
白 子 町	白子町公害防止条例	\$53/12/20
長 柄 町	長柄町環境条例	H11/01/01
長 南 町	長南町公害防止条例	S 46/12/20
大多喜町	大多喜町環境保全条例	H08/12/19
夷 隅 町	夷隅町公害防止条例	\$59/06/26
大 原 町	大原町公害防止条例	\$60/03/12
岬町	岬町公害防止条例	\$49/12/25
富浦町	富浦町公害防止条例	S 47/05/10
富山町	富山町公害防止条例	S 47/06/16
鋸南町	鋸南町公害防止条例	S 47/03/02
三 芳 村	三芳村公害防止条例	\$47/03/26
白 浜 町	白浜町公害防止条例	\$47/03/13
千 倉 町	千倉町公害防止条例	\$47/03/22
丸山町	丸山町公害防止条例	\$47/03/21
和田町	和田町公害防止条例	\$47/03/31
天津小湊町	│ 天津小湊町公害防止条例	S 48/04/01

### 【土砂等の埋立に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名	制定日
千葉市	千葉市土砂等の埋立等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例	H09/09/24
銚 子 市	銚子市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/27
市川市	市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	\$55/10/01
船橋市	船橋市土砂等による土地の埋立・盛土及びたい積行為の規制に関する条例	\$57/12/28
館山市	館山市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H01/03/28
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/20
野田市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
佐原市	佐原市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/09/29
茂原市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
成田市	成田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H09/03/28
東金市	東金市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
八日市場市	八日市場市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/22
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H08/07/01
習志野市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/12/24
柏市	柏市埋立事業規制条例	H10/03/27
勝浦市	勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H09/09/17
流山市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/30
八千代市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
我孫子市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/07/01
鴨川市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/22
君津市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
富津市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/17
四街道市	四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例	H07/04/01
袖ケ浦市	袖ケ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
八街市	八街市小規模埋立て事業による土壌の汚染災害の発生の防止に関する条例	H10/06/01
印西市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/27
関宿町	関宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
沼 南 町	沼南町土砂等による埋立て、盛土又はたい積行為及び土質の規制に関する条例	H10/03/20
酒々井町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
富里町	富里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
印旛村	印旛村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/12
白井町	白井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09/17
本 埜 村	本埜村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/13
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/04
下総町	下総町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/18
神崎町	神崎町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
大 栄 町	大栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
小見川町	小見川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/12
山 田 町	残土条例	H10/06/17
栗 源 町	栗源町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
多古町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
干潟町	干潟町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	H10/09/21
東庄町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09
海上町	海上町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例残土条例	H09/12/24
飯岡町	飯岡町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
光 町	米町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/19
野栄町	野栄町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/16
大網白里町	大網白里町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	\$63/04/01
九十九里町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	H11/01/01
成東町	成東町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
山武町	山武町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/09/12
松尾町	松尾町小規模埋立事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 Rt+名例	H11/03/17
芝山町	残土条例	\$63/04/01
一 宮 町 味 沼 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/31
睦 沢 町 	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/09
白子町	残土条例	H10/03/17
長柄町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/09
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
大多喜町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
東隅町	東隅町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/16
御宿町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12
大原町	大原町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/18

市町村名		制 定 日
岬 町	岬町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/19
富 浦 町	富浦町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
富山町	富山町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/06/16
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積に関する条例	H09/03/19
三 芳 村	三芳村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
白 浜 町	白浜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/10
千 倉 町	千倉町埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10.12.25
丸 山 町	丸山町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為に関する条例	H05/06/23
和 田 町	和田町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/09
天津小湊町	天津小湊町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H11/07/01

### 【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名称	制 定 日
千 葉 市	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	H10/03/23
船橋市	船橋市ポイ捨て防止条例	H10/03/31
館山市	館山市まちをきれいにする条例	H10/03/24
木更津市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H08/03/29
野田市	野田市環境美化条例	H09/03/31
茂原市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12/06/29
成田市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H08/12/27
柏 市	柏市ぽい捨て及び違反ごみ出し防止条例	H09/03/28
市原市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H09/03/18
八千代市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10/03/25
我孫子市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H10/01/01
鴨川市	鴨川市まちをきれいにする条例	H07/12/21
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H09/03/31
富津市	富津市まちをきれいにする条例	H09/03/27
浦安市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H09/03/31
四街道市	四街道市まちをきれいにする条例	H11/03/30
袖ケ浦市	袖ケ浦市まちをきれいにする条例	H09/03/28
八街市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10/11/01
富 里 町	富里町ポイ捨て防止条例	H12/03/27
印 旛 村	印旛村環境美化推進に関する条例	H12/09/13
東庄町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10/03/12
成 東 町	成東町環境美化の推進に関する条例	H10/03/23
山 武 町	山武町環境美化推進に関する条例	H09/09/12
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10/06/26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H08/06/11
御宿町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H06/09/27
富山町	富山町環境美化推進に関する条例	H09/06/16
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H06/12/08
白 浜 町	白浜町環境美化推進に関する条例	H10/03/10
千 倉 町	千倉町空き缶等の散乱の防止に関する条例	H06/06/20
丸 山 町	丸山町環境美化推進に関する条例	H09/07/01

### 【水源保護条例制定状況】

市町村名	名	制定日
木更津市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H06/12/22
市原市	市原市水道水源保護条例	H07/03/31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H07/06/30
袖ケ浦市	袖ケ浦市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H07/03/30
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H08/10/01
白 浜 町	白浜町長尾川流域に係る水道水源の水質保全に関する条例	H08/03/18

#### 【自然保護条例制定状況】

市町村名	名	制 定 日
松戸市	松戸市緑の条例	H12/07/01
習志野市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	\$47/07/04
市原市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	\$48/03/31
八千代市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	\$50/04/01
君津市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	\$52/04/01
関宿町	関宿町緑の保全条例	H05/04/01

#### 【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名称	制 定 日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10/09/24
市川市	市川市環境美化条例	\$56/07/02
船橋市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	H09/03/31
松戸市	川をきれいにする条例	H05/04/01
茂原市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12/06/29
成田市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	\$63/03/24 •
市原市	市原市生活環境保全条例	H10/03/23
我孫子市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11/04/01
四街道市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H09/12/22
袖ケ浦市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	\$46/11/03
白 井 町	白井町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H01/03/11
夷 隅 町	夷隅町空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H09/12/16
御 宿 町	花と緑の街づくり推進会議設置要綱	H02/03/30
大 原 町	大原町あき地に係る雑草等の除去に関する条例	H10/03/10
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H02/03/06

### 【環境基本計画策定状況】

市町村名	名	策 定 日
千 葉 市	千葉市環境基本計画	H07/03
市川市	市川市環境基本計画	H12/02/21
船橋市	船橋市環境基本計画	H09/03
松戸市	松戸市環境計画	H10/04/01
野田市	野田市環境基本計画	H11/03
成田市	成田市環境基本計画	H12/03/16
佐 倉 市	佐倉市環境基本計画	H10/03/31
八日市場市	八日市場市環境基本計画	H11/03/16
旭 市	旭市環境基本計画	H12/03/24
習志野市	習志野市快適ふるさとプラン	H5/11
柏 市	柏市環境基本計画	H09/03/31
市原市	市原市環境基本計画	H09/03
八千代市	八千代市環境保全計画	H12/03
四街道市	四街道市環境基本計画	H10/03
小見川町	おみがわ環境プラン	H06/07
御宿町	一般廃棄物( ごみ )処理基本計画	H10/03/27

#### 【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名	策 定 日
千 葉 市	千葉市緑と水辺の基本計画	H9.12
船橋市	船橋市緑の基本計画	H9.3
松戸市	松戸市緑の基本計画	H10.12
佐 原 市	佐原市緑の基本計画	H9.3.
成田市	成田市緑の基本計画	H8.3.
柏 市	柏市緑の基本計画	H8.3
我孫子市	我孫子市緑の基本計画	H11.6
八街市	八街市緑の基本計画	H10.3
白 井 町	白井町緑の基本計画	H9.3
山 武 町	山武町緑の基本計画	H10.3
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12.3

#### ウ 地球環境保全のための事業

ワ	フロスでは、現代は、これでは、日本の一部には、日本の一部には、日本の一には、日本には、日本の一には、日本の一には、日本の一には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本						
	市町村名		名 称	内容			
千	葉	市	フロンガスの回収	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
			自動車公害防止対策の推進	事業者の低公害車の購入等に関し、助成・融資を行う。庁用自動車の購入に当たっては、要網で環境への負荷のより少ない自動車を導入。アイドリングストップキャンペーン等各種啓発活動の実施。			
			千葉市地球環境保全協定	非製造業の事業者と「地球環境保全協定」を締結。協定は、地球環境保全対策、低公害車の導入、省 エネ、リサイクル等15条からなる。			
市	Ш	市	環境家計簿	地球温暖化のメカニズム、日常生活が環境へ与える影響を理解してもらい自分達ができる行動、生活の工夫など環境配慮意識の向上を図るもの。			
			率先行動計画	環境への負荷を減らし地球温暖化を抑制するために、市が行う事務や事業に関する市川市率先行動計画 を平成12年度中に策定を目指す。			
			フロンガス対策事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。併せて市民・小売店・設備業者等のフロンガス離散防止に努めている。			
船	橋	市	ケナフ栽培事業	地球温暖化防止対策として、ケナフ栽培事業を行う。			
			ふなばしエコオフィスプラン	市が環境保全に向けた行動を積極的に実行することにより環境への負荷を低減するとともに市民事業者 を環境保全に配慮した自主的な取組へ誘導することを目的に平成10年11月策定。			
館	山	市	アイドリング・ストップ推進事業	市職員が率先して実行するとともに、広報等により市民に呼びかけ、省エネ、地球温暖化防止を図る。			
			不法投棄防止事業	広報等により、市民に呼びかけを行うとともに、不法投棄監視員による監視活動及び行政のパトロールにより、不法投棄の防止と早期発見を図る。			
松	戸	市	フロン回収作業・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
			松戸市役所エコオフィスプラン	目標を定めて(電力等)庁内の省エネに努める。平成11年3月策定			
野	田	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
			野田市環境カレンダー	二酸化炭素排出量を減らす行動を実践することにより地球温暖化を防止、家計を節約。			
成	田	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスをリサイクルプラザにおいて回収している。			
佐	倉	市	フロン回収	廃冷蔵庫からのフロン回収			
			地球温暖化問題パンフレットの配布	市民に、地球温暖化問題に関する知識をもってもらうため市役所、出張所、公民館等の窓口でパンフレットを配布。			
習	志野	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスをリサイクルプラザにおいて回収している。			
柏		市	フロンガス回収	清掃工場で処理する廃冷蔵庫のフロンを回収、委託処理している。			
市	原	市	アイドリングストップ推進事業	市民にパンフレットやシ・ル等を作成・配布し、省エネ・温暖化防止を図る。			
			フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
流	山	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
八	千 代	市	フロンガス回収・処理事業	市清掃センターが回収した冷蔵庫のフロンガスを回収し、業者委託して回収している。			
我	孫 子	市	フロン回収作業・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
鎌	ケ谷	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
富	津	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
浦	安	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
四袖	街 道ケ 浦		フロンガス回収・処理事業 フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。 廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
八	街	市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
関	宿	町	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
富	里	町	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
光		町	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃ク - ラ - 等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。			
			不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回町内全域域をパトロ・ルして、不 法投棄防止と早期発見を行っている。町雇用の環境美化作業員・奉仕員によりごみの回収や不法投棄 防止のPRを図る。			

### エ 保存樹林・保全緑地等

_		리 17	・休王綵地寺	<u>.</u>
	市町村名		名 称	内 容
千	葉	市	樹林等保全事業	46年度より、市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定。 奨励金 樹木3,000円/本 樹木665本 樹林10円/m²樹林312ha 奨励金予算額(年額)34,040千円
			市民の森保全事業	47年度より、市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため、保存樹林の存する土地 その他の自然環境地を市民の森として設置。 奨励金 市街化区域内 20円/m² 市街化調整区域 10円/m² 奨励金予算額(年額)4,820千円
市	ЛІ	市	みどりの保全事業	法律の規定により指定を受けた山林に対して 1 m²当たり58円、その他協定山林については市街化山林(34円)、市街化調整山林(25円)の補助金を交付。固定資産税の減免あり。 11年度実績 537,252.08m² 15,580,516円
船	橋	市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関す る条例	支給基準 樹林 30 円/m <sup>2</sup> 樹木 5,000 円/ 本 生垣 100 円/m 固定資産税、都市計画税相当額についても支給。 昭和48年9月29日制定
松	戸	市	松戸市緑を守る条例に伴う緑地の保 全事業	市民の生活に必要と認められる自然環境を保全するため、規則で定める基準により 「保全樹林地区」 「保護樹林」「特別保全樹林地区」を指定し、それを維持、管理するための助成を行う。 672,446 m² 13,632,824 円 135 本 266,166 円 (平成12年4月1日現在)(平成11年度助成分)( は平成12年7月1日施行の為該当なし)
野	田	市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000m <sup>2</sup> 以上の市街化区域又は隣接区域内の山林。借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は90円/m <sup>2</sup> を支給する。また、「名木・古木」は幹周、樹高に応じ2,000円~5,000円/年を支給する。
佐	倉	市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保 存選定要綱	緑豊かなまちづくりを推進するため、一定の要件を満たした市内の貴重な樹木等に対し、保存協定を 結び、補助。 名木 3,000円/本・年 樹林・草地 3円/m²・年 支給総額448,730円
東	金	市	東金市緑地の保全及び緑化の推進事 業	市民が良好な生活環境の中で健康で安全かつ快適な生活を営むための自然を保護するとともに、緑化を推進し緑豊かな文化都市づくりをすることを目的とする。 補助率 17 円 /m² 指定面積 375,873m² 助成金 6,389,841 円
習	志野	市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹林の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区 10,217m² 都市環境保全地区 38,550m² 保存樹木 17 本 支給総額 834,937 円
柏		市	緑を守り育てる条例	補助の内容:保護地区7円/m² 保護樹木2,500円/本・年 指定基準:保護地区-700m²以上の山林 102.3ha 保護樹木-高さ12m以上、幹廻り1m以上 238本 補助金総額:保護地区7,126,518円 保護樹林586,041円
市	原	市	樹林保全地区等補助金	対象の指定実績及び助成金の単価は、樹林保全地区 659,275㎡ で㎡ 当たり6 円、野生動植物保護地区が17,586㎡ で㎡ 当たり、0.5 円、保護樹林は市街化区域内1 本当たり5,000 円で175本、その他区域1 本当たり3,000 円で276 本。総支給額は5,668 千円、保全地区、野生動植物保護地区は固定資産税を減免している。
流	Щ	市	保存樹木(樹林)補助	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件(高さ、幹周など)を満たす樹木または樹林に対して保存樹木等の指定を行って補助をする制度。(補助額 樹木3,500円/本、樹林15円/m²、対象緑地面積500m²以上)
八	千 代	市	環境保全林等の指定	市街化区域内の樹林、寺社の樹林で500m <sup>2</sup> 以上を有するもの。18 か所53,581m <sup>2</sup> 指定(平成12年3月末現在) 緑化推進事業助成金m <sup>2</sup> 当たり30円。支給総額1,607,430円(平成11年度)
我	孫子	市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。 助成金 保存緑地 20 円 /m² 総面積 270,934.65m²、支給総額 8,737,912 円 保存樹木 1,500 円 / 本 総本数 268 本 支給総額 400,875 円
			手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。 助成金 + 固都税額 保存樹林 市街化・調整区域 30 円 /m² 保存特別樹林 市街化区域 60 円 /m² 調整区域 40 円 /m² 保存屋敷林 調整区域 30 円 /m² 手賀沼沿い保全樹木 5,000 円 / 本
鎌	ケ谷	市	保全林助成金 保存樹木助成金	指定数:22箇所 対象面積:69,627m² 助成金: 面積×30円(年額) 2,088,810円 指定数:17本 助成金:1本1,500円(年額) 25,500円 鎌ケ谷市みどりの保全条例に基づき、美観風致の維持等を目的としたものである。指定された保全林、保 存樹木については、枯損の防止等の維持管理費として助成を行っている。
君	津	市	君津市自然保護及び緑化の推進に関 する条例	持するため保存樹林の指定を行っている。 保護地区の指定 3円/m <sup>2</sup> 保存樹林の指定 1,000円/本
浦	安	市	浦安市生垣設置奨励事業補助金交付要綱	以内100,000 円を限度。
四	街道	市	浦安市保存樹林に関する規則 四街道市樹木・樹林等保存要綱	保存樹林の指定 10,000 円 / 本・年 要綱に基づき保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付している。助成額:樹木3,000円 / 本・年、樹林 3円/m²・年 選定箇所:53ヶ所(うち樹林は7ヶ所) 助成金支給総額:159,750円(平成11年度)

	市町村名				名 称	内容
祀	1	ケ	浦	市	油ケ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	要綱に基づき住宅周地に生垣を設置するものに対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000 円/m 平成11年度実績 補助件数21件 補助金総支給額836 千円
					袖ケ浦市保存樹林等助成金交付要綱	条例に基づき、保存樹木及び保存樹林を指定し、樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額:樹木 1,500 円 / 本・年、樹林 5 円 /m² ・年 面積等:樹木 166 本、樹林 12.2ha、総支給額 860 千円
関	]	宿	•	町	関宿町緑の保存条例	平成5年4月1日施行
É	1	#		町	白井町緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保全するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付する。 特別保全緑地 総面積 14,758 m² 助成金額 2,200円 交付基準 固定資産税及び都市計画税に相当する額 一般保全緑地 総面積 3,118 m² 助成金額 218,260円 交付基準 70円 / 1 m²(年額)
往	p	宿		町	御宿町生垣設置奨励補助金交付要綱	平成2年3月30日制定

### オ 自然環境保全のための協定制度

	市町村名		名 称	内容
千	葉	규	工場等緑化協定	敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結。 三者協定 152社 1,213ha 二者協定 808社 303ha
			緑地協定	緑地協定の認可申請について協議し、緑地協定を認可している。 14条協定(全員協定) 75地区 370ha 20条協定(一人協定)90地区 234ha
市	Ш	市	緑化協定	反対給付なし。実績面積 24.3ha
			緑化保全に関する協定	反対給付あり。協定者 192 名、協定面積 54.73ha (市内森林の約 40%) 市街地に残存する山林を保全するため、山林所有者の団体と市の間で協定を締結。
船	橋	市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の 創出協定	敷地面積 $500\text{m}^2$ 以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。
佐	倉	ㅠ	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮を求める協定を締結。
習	志野	市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進にかかわる条例」により敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏		규	みどりの広場	みどりの保護地区のうち適当な区域及び生活環境が整備された地域に隣接した良好な樹林地区のうち適当な区域の所有者と土地使用賃貸契約を締結する。(原則5年間) 実績:16か所 120,678m²
市	原	뉴	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流	Щ	市	文学の散歩道整備事業における斜 面樹林の保全	「水と緑と文化の創生事業」として、江戸川、利根運河を中心にした水辺空間、新川耕地沿いの実測約5km にわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの 面積約6ha
八	千 代	규	緑化協定	敷地面積500㎡ 以上の工場や建築物、また、500㎡ 以上の開発行為をしようとする事業者は市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。反対給付なし。協定面積21,985.94 m²
君	津	市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有権者等と緑化に関する協定を締結。
浦	安	市	緑化協定	土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結。 三者協定 33事業所 二者協定 78事業所(平成12年8月末現在)
袖	ケー浦	市	緑地保全協定	500m <sup>2</sup> 以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。(平成12年9月1日現在)三者協定:65事業所146.9ha 二者協定:97事業所22.3ha
長	南	町	自然環境保全協定	自然間環境の改変を最小限度にとどめる等の適切な措置を講ずることにより自然環境を保全する。
			緑化協定	土地の緑化を推進することにより公害防止、その他生活環境の維持向上を図る。
御	宿	町	自然環境保全協定	ゴルフ場 1 件 937.045m <sup>2</sup>

### カ 自然環境保全のための基金

	市町村名		名 称	内容
千	葉	市	緑と水辺の基金	基金額 5,108百万円(平成11年度末現在) 基金充当事業 22百万円 磯の松原・想い出の森維持管理、緑化意識普及、市の木・花・鳥の普及啓発
市	ЛІ	市	(財)市川市緑の基金	(1)目標額50億円 (2)基本財産額1,461,496,000円(平成11年度末) 市民参加の緑化の推進、緑地の取得、緑化の啓発活動を図り、自然環境づくりに資することを目的とする。昭和61年10月21日設立
船	橋	市	(財)船橋市緑の基金	広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑の保全と緑化の推進を図り、もっと健康で快適なうるおいのある都市環境づくりに寄与することを目的とする。
木	更津	市	木更津市帯小櫃川河口干潟保全基金	干潟の保全及び活用していくための基金。現在では一部を取り崩し、干潟の保全等に対する住民意識の 啓蒙普及に努めている団体への補助金交付を行っているほか、干潟清掃を委託により実施している。
松	戸	市	(財)まつど街と水辺の緑化基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化を図る。 平成2年3月設立 目標額 10億円 造成済額 469,801千円
野	田	市	野田市みどりのふるさと基金	平成元年3月設置条例により設立。緑化施策のためのさまざまな事業に活用。
佐	倉	市	(財)佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。
東	金	市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる 一帯の緑地の保全。目標額 5 億円、基金の造成実績184,119 千円
習	志野	市	習志野市緑のふるさと基金	緑の絵画コンク - ルの開催、市民祭り等への出展による PR 募金活動、駅前周辺花壇の緑化、緑のふるさと基金グッズの作成、基金積立金708,838円(平成11年度分) 11年度実績(募金・寄付金735,001円、緑のふるさと事業 1,332,730 円)
柏		市	(財)柏市みどりの基金	(1)目標額20億円(2)造成済額:基本財産0円、保全積立金3千万円 (3) 公有化に実績面積なし 平成7年4月3日設立
我	孫子	市	我孫子市緑の基金	設立60年4 月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 11年度末現在 308,000千円
鎌	ケ谷	市	鎌ケ谷市緑の基金	鎌ケ谷市みどりの基金条例に基づく積立。平成11年度末現在3 億5,877 円
酒	々 井	町	(財)印旛沼環境基金	昭和59年に千葉県と印旛沼流域15市町村により設立。印旛沼及び流域河川に関する調査・研究、水質浄化、環境保全の啓発活動を行っている。
神	崎	町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづく りを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランタ - 設置 他
長	南	町	長南町みどりの基金	緑化と自然保護を推進し、健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活環境を創造する。 実績額1,000 万円

#### キ 野生動植物の保護・育成等

佐 倉 市 佐倉ビオトーブ 創出事業 佐倉城址公園内に佐倉の原風景的な環境を復元・整備。 ちばリサーチバーク保全ゾーン維持 管理事業 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護の下盤では、100円のボタル水路等の維持管理を実施。		到工動區物の体際 自然分				
佐倉ピオトーブ 創出事業 佐倉城址公園内に佐倉の原風景的な環境を復元・整備。		市町村名		名 称	内容	
ちばリサーチバーク保全ソーン維持 管理事業 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 カタクリ植生地の保護 と実験自然保護地区 谷津干潟自然観察センターの運営 管理  谷津干潟自然観察センターの運営 合津干潟において、写真展、観察会、展示会、展覧会、講演会を通して干潟の保全を啓発し、自然との共生を図っている。(谷津干潟は1983年6月10日にラムサ・ル条約登録湿地として設定された。干潟の保全と利用について市民と行政が協力して考え「谷津干潟の日」を制定。記念行事を実施。(6月7日) 湿地交流事業  国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関する多とも目的にオーストラリアのブリズベン 市と海地提携を平成10年2月25日に結んだ。「湿地提携に関する第1次5ケ年計画」をブリズベン市と調印(平成11年3月4日)  柏 市 自然環境調査	千	葉	市		自然の豊かな都市環境の形成を図るため、野生動植物の生息状況や生態系の調査を4年をかけ実施し、 報告書としてまとめた。	
雷 恵 野 市 水タルの自生地の保護 カタクリ植生地の保護及び管理(面積3,680m²)     おかりの自生地の保全 (実利自然保護地区)	佐	倉	市	佐倉ビオトープ 創出事業	佐倉城址公園内に佐倉の原風景的な環境を復元・整備。	
習 志 野 市 ホタルの自生地の保全 (実籾自然保護地区) 智志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、実籾自然保護地区を指定。ヘイケボタルの自生地として保全するとともに水田の水質調査等を実施。 谷津干湯におして、写真展、観察会、展示会、展覧会、講演会を通して干潟の保全を啓発し、自然との共生を図っている。(合津干湯に1993年6月10日にラムサ・ル条約登録湿地として認定された。干湯の保全と利用について市民と行政が協力して考え「谷津干湯の日」を制定。記念行事を実施。(6月7日) 湿地交流事業 国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的にオーストラリアのプリズベン 市と湿地提携を平成10年2月5日に結んだ。「湿地提携に関する第1次5ヶ年計画」をプリズベン市と調印(平成11年3月4日) 市内の動植物の調査を公募の調査員によって行う。調査期間は3年間として報告書をまとめる。 日たるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。 富津市・天然記念物「愛宕山のサル生息地」 富津市が委託している事業、天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。 自然観察地整備事業) コー環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。 オンヤンマ / カワセミ保全整備事業 手質の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園を一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。 トル・ロース・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン					平成12年度より、佐倉市に移管された保全ゾーン内のホタル水路等の維持管理を実施。	
全球利自然保護地区) 生地として保全するとともに水田の水質調査等を実施。   合津干潟自然観察センターの運営   合津干潟自然はいて、写真展、観察会、展示会、展覧会、講演会を通して干潟の保全を啓発し、自然との共生を図っている。(合津干潟は1993年6月10日にラムサ・ル条約登録湿地として認定された。干潟の保全を図えている。(合津干潟は1993年6月10日にラムサ・ル条約登録湿地として認定された。干潟の保全と利用について市民と行政が協力して考え「合津干潟の日」を制定。記念行事を実施。(6月7日)   湿地交流事業   国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的にオーストラリアのブリズペン 市と油地提携を平成10年2月25日に結んだ。「湿地提携に関する第1次5ケ年計画」をブリズベン市と調印(平成11年3月4日)   市内の動植物の調査を公募の調査員によって行う。調査期間は3年間として報告書をまとめる。   ほたるの里づくり   ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。   富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。   ホタル自生地の保護 自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。   歯が観察・整備事業   自然観察・整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。   歯が観察・整備事業   自然観察・整備事業の環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。   本の音風景100選に大多富町麻綿原のヒメハルゼミが認定された。今後はこれを契機として近隣地域の音環保全対策の一層の推進を図る。   生息環境の整備及び監視   ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現存では多くの源氏ぼたるは自然発生している。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現存では多くの源氏ぼたるは自然発生している。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。				カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理(面積3,680 m <sup>2</sup> )	
管理 の共生を図っている。(合津干潟は1993年6月10日にラムサ・ル条約登録湿地として認定された。干潟の保全と利用について市民と行政が協力して考え「合津干潟の日」を制定。記念行事を実施。(6月7日) 国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的にオーストラリアのブリズベン 市と酒地提携を平成10年2月25日に結んだ。「湿地提携に関する第1次5ケ年計画」をブリズベン市と調印(平成11年3月4日) 市内の動植物の調査を公募の調査員によって行う。調査期間は3年間として報告書をまとめる。日本るの里づくり ほたるの里づくり ほたるの生づくり実行委員会」が発足し、市民・企業行政が共同で維持管理を行う。 富津 市 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	習	志野			習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、実籾自然保護地区を指定。ヘイケボタルの自 生地として保全するとともに水田の水質調査等を実施。	
ともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的にオーストラリアのプリズベン 市と海地提携を平成10年2月25日に結んだ。「湿地提携に関する第1次5ケ年計画」をプリズベン市と調印(平成11年3月4日)  柏 市 自然環境調査 市内の動植物の調査を公募の調査員によって行う。調査期間は3年間として報告書をまとめる。  八 千 代 市 ほたるの里づくり ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。  富 津 市 天然記念物「愛宕山のサル生息地」被害防止管理事業 「大然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。  自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。  「					谷津干潟において、写真展、観察会、展示会、展覧会、講演会を通して干潟の保全を啓発し、自然との共生を図っている。(谷津干潟は1993年6月10日にラムサ・ル条約登録湿地として認定された。干潟の保全と利用について市民と行政が協力して考え「谷津干潟の日」を制定。記念行事を実施。(6月7日)	
<ul> <li>八 千 代 市 ほたるの里づくり ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。</li> <li>富 津 市 天然記念物「愛宕山のサル生息地」 富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することとを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。</li> <li>四 街 道 市 ホタル自生地の保護 自然観察地整 信那業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。 信事業)</li> <li>沼 南 町 ギンヤンマ / カワセミ保全整備事業 手賀の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。</li> <li>大 多 喜 町 残したい日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定された。今後はこれを契機として近隣地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。</li> <li>サ コタナゴ保護増殖事業 生息環境の整備及び監視</li> <li>大 原 町 源氏ぼたるの保護・育成 ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。</li> </ul>				湿地交流事業		
行政が共同で維持管理を行う。  富 津 市 天然記念物「愛宕山のサル生息地」 富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないよう にし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共 存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。  四 街 道 市 ホタル自生地の保護 自然観察地整 自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。  南 町 ギンヤンマ/カワセミ保全整備事業 手賀の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。  大 多 喜 町 残したい日本の音風景100選に大多 喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定 地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。  御 宿 町 ミヤコタナゴ保護増殖事業 生息環境の整備及び監視  大 原 町 源氏ぼたるの保護・育成 ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。	柏		市	自然環境調査	市内の動植物の調査を公募の調査員によって行う。調査期間は3年間として報告書をまとめる。	
被害防止管理事業 にし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。  四 街 道 市 ホタル自生地の保護 自然観察地整 自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。  南 町 ギンヤンマ/カワセミ保全整備事業 手賀の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園に大多と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。  大 多 喜 町 残したい日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定 地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。  御 宿 町 ミヤコタナゴ保護増殖事業 生息環境の整備及び監視  大 原 町 源氏ぼたるの保護・育成 ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。	八	千 代	市	ほたるの里づくり	ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・ 行政が共同で維持管理を行う。	
福事業)  沼 南 町 ギンヤンマ/カワセミ保全整備事業 手賀の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園 と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。  大 多 喜 町 残したい日本の音風景100選に大多 喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定 地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。  御 宿 町 ミヤコタナゴ保護増殖事業 生息環境の整備及び監視  大 原 町 源氏ぼたるの保護・育成 ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。	富	津	市		富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境改変や生態調査も行っている。	
と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。  大 多 喜 町 残したい日本の音風景100選に大多	四	街道	市		自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。	
喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定 地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。  御 宿 町 ミヤコタナゴ保護増殖事業 生息環境の整備及び監視  大 原 町 源氏ぼたるの保護・育成 ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。	沼	南	町	ギンヤンマ / カワセミ保全整備事業	手賀の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園 と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。	
大 原 町 源氏ぼたるの保護・育成 ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。	大	多喜	町			
また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。	御	宿	囲丁	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視	
	大	原	町	源氏ぼたるの保護・育成	ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。 また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるは自然発生している。 さらに、「源氏ぼたる観賞の夕べ」等の実施により、環境保全の啓発に努めている。	

### ク 河川 (湖沼) 浄化事業

<u> </u>		问	]冶)净化争業	
	市町村名		名 称	内容
市	Ш	市	みずアドバイザ - 制度	公募した市民15名で構成。市民自ら生活排水対策の啓発活動を行っている。
			合併処理浄化槽の設置補助	下水道の普及していない地域を対象に住宅に50人槽以下の合併処理浄化槽を設置した者に補助金を交付 している。
			生活排水汚濁水路浄化施設整備事業	真間川、春木川に流入する水路に浄化施設(4基 処理合計1,550m³/日)を設置
船	橋	市	小型合併処理浄化槽設置補助金交付 事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			河川浄化施設整備及び維持管理	海老川に流入する汚濁の著しい河川等に浄化施設を整備し、河川浄化の推進を図る。
館	Щ	市	錦鯉の放流事業	河川浄化への市民の関心を高めるため、市内河川に約3,000 尾を放流。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			都市排水路浄化施設整備事業	汐入川等下流排水路接触ばっ気方式
木	更津	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			小櫃川に係る生活排水対策	生活排水重点対策事業の一環として、小櫃川流域の世帯に対し生活排水対策啓発用パンフレット、台所 用ろ紙袋の配布等を行う。
松	戸	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			生活排水対策指導員制度	市民自ら生活排水対策の啓発活動を行っている。(市民より18名)
佐	原	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
茂	原	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成	田	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を 推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人槽5~50人槽
佐	倉	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を 推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
			高度処理合併浄化槽普及促進	印旛沼の富栄養化対策として、窒素等除去可能な高度処理合併浄化槽設置費に対する補助を実施。
東	金	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八	日市場	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
柏		市	若柴都市排水路浄化施設の設置	手賀沼浄化対策の一環として、大堀川流域の若柴地先の都市排水路に浄化施設を設置。
勝	浦	市	生活排水対策	河川水質浄化の啓発として、三角コーナー及び排水口用の水切ネット各30枚を全世帯に配布。
			合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
市	原	市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
流	Щ	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八	千 代	市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
			生活排水対策	広報紙、見学会等による啓発を行う。
我	孫 子	市	アオコ回収浄化システム	手賀沼に夏場発生するアオコを車搭載型システムにより回収する。
			移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路の流末に設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
鴨	Ш	市	稚アユ及び錦鯉の放流	「快適な環境づくり事業運動」の一環として、河川環境の浄化を図りながら環境に対する住民意識の高揚と地域の活性化に資するため、それぞれ2,000 尾程度の稚魚を放流。
君	津	市	小櫃川流域生活排水対策推進事業	市内の河川(小櫃川・小糸川)及び亀山湖の水質検査を毎月実施。小櫃川流域の生活廃水対策重点地域 (平成7年3月31日)指定により、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、流域住民啓発用パンフレットを配布。
富	津	市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
袖	ケ浦	市	袖ヶ浦市合併処理浄化槽設置事業補 助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽設置事業に要する経費に対し、事業を行う者等に対して補助金を交付する。
			小櫃川流域生活排水対策	小櫃川流域が生活排水対策重点地域に指定されているため、公共用水域の水質の汚濁防止を図るため、啓発パンフレット及び水切りパックを流域世帯に配布。
			水質調査	13中河川及び5湖沼の水質調査を実施。
八	街	市	河川水質調査	昭和58年度から年4 回質調査を実施 (鹿島川流域で7 地点、高崎川流域で2 地点)
印	西	市	合併処理浄化槽施設事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	宿	шТ	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	生活雑排水による公共用水域における水質汚濁を防止し、合併処理浄化槽設置促進を図るため、事業を

	市町村名			内容
関	宿	町	みずアドバイザー 制度	公募した町民20名により地域での生活排水に対する啓発活動を行う。
			生活排水処理施設	木間ケ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
			農業用水水質調査	農業用水路の水質の調査を行い生活排水による汚染を観測する。
沼	南	町	小型合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付し、合併処理浄化槽の整備促進を図る。(平成11年度45基)
			都市排水路浄化施設	大津川3か所に割栗石及び木炭を利用し、浄化に努めている。
酒	々 井	町	町内河川水質調査	印旛沼に流入する河川(高崎川、中川、江川)と印旛沼中央排水路中川河口付近の水質調査を年4回 実施。
			合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域における水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。
ED	旛	村	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			河川水質調査	村内の印旛沼流入河川7地点の水質検査を年4回実施。
白	井	町	河川等の水質調査及び流入水路の水 質調査	町内の主要河川及び手賀沼において、年4回公定法による水質調査を行っている。また、町内河川に流入する水路の水質状況を把握するため、H9より水路の管理水質調査を実施している。
			廃食油せっけんづくり	生活排水対策の一環として、せっけん製造プラントを購入し、ふるさとまつりなどのイベントを中心に 実際にせっけんを製造し、啓発を図る。
			廃食油回収作業	生活排水対策の一環として、平成5年度より町の出先機関において回収。湖沼·河川の水質浄化と資源の有効利用を図る。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を 設置している者に対して、維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理と設置促進を図る。
本	埜	村	本埜村合併処理浄化槽設置整備事業 補助金交付要綱	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。平成5年5月31日改正
栄		町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
下	総	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水の水質浄化を図る。
神	崎	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			簡易接触酸化施設	一般家庭から排出される生活排水を微生物の活躍で水を浄化し、利根川へ放流。
大	栄	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
小	見川	町	都市排水路浄化施設の設置	町が一体となって黒部川浄化運動を進める中で、流入する都市排水路4ケ所に浄化施設を設置している。代表的なものは、バイオモジュ・ルシステムで、計画処理貯水量 500m³/日、BOD除去率60%以下である。
山	田	町	合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活環境の保全及び公共用水域の水質の保全を図る。
栗	源	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多	古	町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
東	庄	町	生活排水対策推進事業	平成6年3月、千葉県が黒部川流域の当町を「生活排水対策重点地域」に指定。これを受けて町では 生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策を進めていくこととなった。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
海	上		合併処理浄化槽設置整備事業補助金	平成元年度から実施。雑排水は全て農業用水を経て新川へ流れる。水質の汚染を防止する為に合併処理 浄化槽の設置を促進している。
光			合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	網白里		合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成	東	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を年4回実施。
Щ	武	町	河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を実施。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
-			排水施設整備助成事業	水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、排水施設の整備を行う地区に対し、当該整備工事に要する経費について、助成金を交付する。 1/2以内 1,500千円限度。
蓮	沼		合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松	尾	町	河川水質調査	町内の排水路8ケ所の水質検査を年2回実施している。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横	芝	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度 を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

	市町村名		名 称	内容
横	芝	町	河川水質調査	二級河川栗山川の水質検査を年5回実施。
芝	山	町	河川水質検査	町内の河川(高谷川、木戸川)の水質検査を年3回1河川につき4ケ所、計8ケ所実施している。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
白	子	町	コミュニティプラント施建備事業	し尿及び維排水等浄化処理整備事業
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
長	南	町	川をきれいにする運動	緑と水に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに役立てる。 (長南町全域の河川等の清掃)
大	多 喜	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			排水路等浄化施設	町営住宅団地排水路に町の特産である竹炭を利用した河川浄化施設を設置し河川の水質汚濁防止を 図っている。
夷	隅	町	河川水質調査	町内河川の水質調査(年4回)工場排水水質調査(年2回)
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御	宿	町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設(接触ばっ気方式) 浜地区生活排水処理施設(接触ばっ気方式) 入宿川生活 排水処理施設
大	原	町	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川において回分式活性汚泥法により昭和61年度から浄化を図っている。
岬		町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富	浦	町	生活排水汚濁化河川浄化施設	豐年川生活排水浄化対策(1,000m²)
			生活排水汚濁水路浄化施設	生活排水路浄化対策(450m²)岡本川付近
			合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富	Щ	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			廃食油せっけん作り	生活廃水等における水質汚濁防止の一環として婦人団体を中心としてせっけん作りを通じて啓発を図る。
			アユ・鮒の放流事業	「水辺のふれあい事業」の一環として次世代を担う園児により、アユ等の放流により環境に対する意識の高揚を図る。
鋸	南	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			錦鯉の放流事業	錦鯉を放流することにより住民の河川環境に対する意識を高め河川の浄化に資する。
Ξ	芳	村	ふるさとの川クリ - ン事業	毎年11月に村内の平久里川、山名川、増間川、海老敷川の清掃を行っている。住民の協力を得て、河床・河川敷のゴミ収集等を実施。
白	浜	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
			河川水質調査	町内の河川・排水路の水質検査を年2回実施。
丸	Щ	囲丁	河川水質調査	丸山川・温石川の水質調査
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
和	田	町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
天	津小湊	囲丁	水質調査	二夕間川・神明川・大岡沢川・開万川(他海域6ヶ所)の水質調査を年4回実施。
			合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

### ケ 水辺環境保全・親水等の事業

	市町	「村名		名 称	内 容
千	葽	ŧ	市	身近な水辺モデル事業	水環境保全計画に基づき、坂月川の水質浄化を図るため、流域において中心的役割を担う水環境保全推 進員を配置するほか、流域の住民に啓発グッズ等を配布するなど、生活廃水対策を柱とするモデル事業 を行う。
木	更	津	市	河川清掃・矢那川清掃	市民参加により小櫃川(武田川)・鳥田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃・雑草刈り取りを行う。
松	Ē	5	市	ふるさと川づくり事業	河川用地の有効利用を図り、水と緑の調和のとれた緑道(並木)を整備し、「矢切の渡し」等の観光資源や坂川親水広場等の水辺拠点を有機的に結ぶ散策路としてネットワ-ク化を推進する。 場所:松戸市矢切地先
				河川清掃	クリーンデーに合わせて市内河川の一斉清掃を実施。
我	孫	子	市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃
				手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
酒	q	井	町	印旛沼周辺の清掃	印旛沼中央排水路周辺の一斉清掃を、印旛沼をきれいにする会(市民ボランティア)と酒々井小学校児 童の参加により、実施している。
小	見	Ш	町	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し親水の一助としている。
光			町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。

市町村	3	名 称	内 容
光	町	環境美化協力員活動	栗山川周辺を中心に町雇用の一般の方々による草花植栽、手入れ及びごみの回収を行う。
長 南	町	水辺のふれあい放流事業	水辺のふれあい放流事業実施要領に基づき実施。(長南町地引:親水公園)
三 芳	村	ふるさと水と土ふれあい事業	ため池の機能の保全とともに、自然と親しめるよう、散策道や観察池等の整備を行った。

## コ 地下水 (湧水)保全・名水保全整備等の事業

	市	町村名		名 称	内容
千		葉	규	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による 地下水汚染対策事業	平成11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
				地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、平成11年4月、地下水浄化事業推進基金を設立し、当面長沼地区を対象に浄化施設の計画的な整備を図る。
館		山	市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染の有無を確認するため、調査を実施。
松		戸	市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然や湧水を市民自ら大切にする心を育てる場として活用を図る。 保全箇所11箇所
成		田	市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
佐		倉	市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東		金	市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による汚染の有無を確認する(市内25ケ所)
八	日	市場	市	地下水の水質調査	市内10ケ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握し発が ん性のある4物質による汚染の有無を確認する。
鎌	ケ	谷	市	雨水浸透桝設置事業	建築確認申請の際の事業申告制度に基づき建築主に雨水浸透設置の協力をお願いし、雨水流出抑制と 地下水保全の促進を行う。
八	Ŧ	代	市	地下水汚染対策	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民公募井 戸水の水質調査を実施した。
浦		安	市	地下水(井戸)の汚染調査	井戸の水質検査をすることにより地下水汚染の状況把握及び防災上の水源として、飲用に適するかを調 査。
袖	ケ	浦	市	袖ケ浦市生活排水処理施設設置事業 補助金交付要綱	生活排水の放流先のない地域において、地下水の汚濁の防止を図るため、生活排水処理施設設置事業に要する経費について事業を行う者に対して補助金を交付する。
				地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染を防止するために、市内の井戸を対象に水質調査を実施。
八		街	市	地下水汚染状況調査	平成元年度から隔年ごとに有機塩素系化合物を使用している事業所周辺、産業廃棄物最終処分場の周辺、その他の埋立てをした場所を中心に市内100ケ所程度の調査。
関		宿	町	地下水水質調査	地下水汚染の恐れのある地域に対し調査を行い、汚染濃度の推移を観測するとともに解明調査を行う。
白		井	町	湧水の調査	住民より情報を提供してもらい職員が調査する。平成7年度より実施。
				地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染を防止するために必要な調査、除去作業を行っている。
下		総	町	地下水•河川水水質概況調査	地下水汚染状況把握のための井戸水の水質調査及び河川汚濁状況の把握のための河川水の水質調査を実施。
神		崎	町	地下水汚染防止対策事業	汚染された地下水を汲み上げ、曝気処理を行い、汚染物質を除去する。
				地下水水質検査	町内の飲用井戸50ヶ所を選定し、水質検査を実施。
大		栄	町	地下水水質検査	町内の飲用井戸50ケ所を無作為に選び省略項目による検査を実施。町内の飲用井戸15ケ所を任意に選び旧全項目による検査を実施。
東		床	町	地下水汚染防止対策事業	町内10ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
大	網	白 里	町	水質調査業務	町内の河川や池及び地下水の水質調査を実施。
成		東	町	地下水水質調査	町内の25箇所の井戸を選定し、水質検査を実施している。
山		武	町	地下水の水質調査	町内120ケ所の飲用井戸の水質を調査することにより、地下水の汚染の有無を確認する。
松		尾	町	地下水汚染防止対策事業	町内工業団地から300m以内の各家庭及び工業団地のトリクロロエチレン等の汚染範囲を確認する。
芝		山	町	地下水水質検査	町内の飲用井戸177ヶ所を町独自で選定し、水質検査を実施。
白		子	囲丁	地下水水質検査	地下水汚染に関する調査
長		南	町	熊野の清水の清掃	熊野の清水(名水百選)周辺の清掃活動。
大	多	喜	町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物(4項目)による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

### サ リサイクル・分別収集

千		<u> </u>	"ル・分別収集	
千	市町村名		名 称	内容
	葉	市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業、プラスチック類の回収資源化事業(モデル)を実施する。
			リサイクルフェスタの開催	リサイクルフリ - マ - ケットを中心に、キャンペ - ン・アトラクション等を実施し、市民参加型の意識 啓発イベントを開催する。
銚	子	市	家庭ごみ分別収集	平成10年10月より可燃ごみ、不燃ごみに加え、資源ごみ(ピン、カン、ペットボトル)をステ - ション方式により、5分別による委託収集を実施。
市	Ш	市	分別収集	家庭ごみを可燃・不燃・大型・有害・資源の5分別で収集し、可燃は週3回、不燃・有害・資源は週 1回ステーション収集している。大型ごみは電話申し込みによる戸別収集
			ペットボトル・紙パック回収	市民を対象として市役所・各公民館等で、また、環境教育の一環として小・中学校幼稚園、保育園において拠点回収を実施している。拠点数計166箇所
			リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切にする」の醸成を目的として、家庭から排出される不用で使用可能な家具等を展示し、市 民に抽選により無料で譲渡している。また、リサイクル情報の発信基地として研修室・活動室、フリ - マ・ケットスペ - ス等を有し、リサイクル講座の開催、リサイクル情報の提供等を実施している。
船	橋	市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボ・ル、古着の回収を実施。
			資源ごみ回収	週1回、カンビン、金属類の回収集を実施。
			ペットボトル収集	市内に124か所にて拠点回収を実施。
館	Щ	中	分別収集	燃せるごみ、金属類等(粗大ごみを含む) ガラス類、古紙類、飲料用紙パックに分けて収集。なお、平成13年1月からペットボトル、白色トレイを分別収集する。
			リサイクル	金属類ごみのうち、鉄・アルミを選別し、またガラス類ごみは、色ごとに選別し、再資源化。古紙類、飲料用紙パック、ペットボトル、白色トレイは、再資源化。
木	更 津	市	5 種分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみに分類している。収集は可燃については委託、そ の他については直営で回収を行っている。
松	戸	市	5 分別収集	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの区分で実施。
			プラスチック系ごみの固形燃料化事業	燃やせないごみの一部を民間企業に提供し、固形燃料の原料として再利用している
野	田	市	リサイクル展示場の設置	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
				- 手段資源回収に対し、回収量に各単価を乗じた額を支給する。
佐	原	市	分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、埋立ごみの4分別を直営で収集。
		·	フリーマーケット	「正しい消費生活展」において、市民参加のフリーマーケットを年1回開催。
成	田	市		分別の種類:燃やせるごみ、ビニール・プラスチック類、ビン、カン・ガラス、金物陶磁器類、有害 ごみ、粗大ゴミ
			 リサイクル事業	区・自治会、子ども会、老人クラブ等130余団体により資源物の回収を実施。
佐	倉	市	分別収集	5 分別 ( 可燃、不燃、ビン・カン、粗大 ) 収集。
	<i>/</i> =	·	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対して報償金を交付する。
			ペットボトル回収	店頭回収(28ヶ所)及び市内小中学校(33校)でペットボトル回収を実施した。
			グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化しリサイクルした。(委託事業)
東	金	市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集。不燃ごみはビン類と金属類、資源 ごみはカンとペットボトルに分かれる。
八	日市場	市	資源ごみ集団回収促進事業	PTA、子供会、老人クラブ等市民団体による集団回収に対し、補助金を交付する。
			分別収集	3分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)で収集。さらに資源ごみは種類、色ごとに11区分に分かれる。
旭		市	分別収集	可燃ごみ:週2回、不燃ごみ:月2回、資源ごみ:月2回
習	志野	市	ごみ収集処分事業	5分別(可燃、不燃、有害、資源物、粗大)で収集。不燃ごみ及び資源物中のピン・缶・ペットボトルは習志野市リサイクルブラザにて抽出及び分別し、リサイクルや減量化に努める。
柏		市	資源回収事業	市と協定を結んでいる柏市再生資源事業共同組合が月2回市内約4,500 ケ所の集積所で実施している。 回収品目は古紙類、古布類、空き缶を含む金属類、ピン類及びPETボトルで平成11年度の回収量は約 28,000 トン。
勝	浦	市	分別収集	平成12年4月から、ごみ指定袋を導入し、燃やせるごみ、燃やせないごみ(缶、ガラス、金物類)資源ごみ(ペットボトル、衣類、紙類、乾電池、粗大ごみの分別収集を実施。
市	原	市	分別収集	家庭ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5分別で回収。
			資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
流	山	市	分別収集事業	平成10年10月1日から実施(ビン類、カン類、雑誌、新聞、牛乳パック、ダンボール、衣類)
			集団回収	昭和63年4月1日から実施(ビン類、金属類、雑誌、新聞、牛乳パック、ダンボール、衣類)
11	千 代	市	分別収集	5分別収集
/\			食品トレイ回収	平成12年7月より公共施設等で拠点回収実施。
八		市	我孫子市エコ・ワーク町会	市内事業所が分別回収に協力。60事業所が参加。
	孫 子	市		
	孫子		灰溶解リサイクル事業	焼却灰を高熱処理し、スラグとして粒状固化しリサイクル資材としての活用をめざす。
	孫子		灰溶解リサイクル事業 分別収集	焼却灰を高熱処理し、スラグとして粒状固化しリサイクル資材としての活用をめざす。 15種類の分別で月2回回収。
	孫 子	市	分別収集	
我			分別収集	15種類の分別で月2回回収。
我			分別収集 リサイクル粉セッケンプラント貸出	15種類の分別で月 2 回回収。 廃食油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。
我			分別収集 リサイクル粉セッケンプラント貸出 資源ごみ集団回収推進事業	15種類の分別で月2回回収。 廃食油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。 資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付(3円/kg)。 燃やせるごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別して収集を実施 ごみの減量化に努め、又は再生利用可能な廃棄物の回収を行っている店舗をリサイクル推進店として認
我		市	分別収集 リサイクル粉セッケンプラント貸出 資源ごみ集団回収推進事業 廃棄物減量化対策 リサイクル運動啓発推進事業	15種類の分別で月2回回収。 廃食油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。 資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付(3円/kg)。 燃やせるごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別して収集を実施

	市町村名		名 称	内容
君	津	市	リサイクルプラザ事業	平成9年4月から君津市リサイクルプラザを設置。
			資源ごみ分別収集協力金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付している。
			資源ごみ分別収集事業	12品目に分けて実施 びん類:生きびん、茶びん、透明びん、その他びん 缶 類:アルミ缶、スチール缶 紙 類:新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック 繊維類:繊維
富	津	市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
			分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみの4分別収集を実施。
浦	安	市	ペットボトル分別収集	一般家庭より排出されるペットボトルを一般収集(週1回)で専用ネットで収集しリサイクルを実施。
			ビーナスプラザ運営事業( リサイク ルプラザ )	平成11年8月から、粗大ごみとして出された家具や自転車を修理し抽選販売している。また、リサイクル情報の発信基地として、ビーナスショップ・工房等を有し、リサイクル教室の開催、リサイクル情報の提供等を実施している。
			分別収集	5分別(可燃、不燃、粗大、有害、資源)資源ごみは紙類、ピン、缶、ペットボトル
			フリ - マ - ケット	ビ・ナスマ・ケットとして年1回開催。
			牛乳パック回収	市役所、各公民館、ス・パ・等で回収箱を設置。
			集団資源回収事業	自治会、子供会、PTA等で団体で紙類や布類などの資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。(10円/kg)
			廃食油及び古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回回収
四	街道	市	分別収集	9分別(可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、びん類、缶類、古紙、繊維)
			ペットボトル拠点回収事業	市内のスーパー10ヶ所及び公共施設6ヶ所において拠点回収を実施している。
			再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源 組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。
袖	ケー浦	市	袖ケ浦市資源回収活動促進助成金交付要綱	市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して助成金を交付する。
			フリーマーケット	庁内の各種イベント開催時に実施。 
			分別収集	燃せるごみ、資源ごみ(ビン・缶類、紙・布類)、粗大ごみ・金属類、燃せないごみ
八	街	市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ
			資源回収実施奨励金交付要綱	資源回収実施団体(区、町内会、子供会等)に対し、奨励金を交付。回収品目:紙類、布類、空き缶、空きピン等
印	西	市	有価物集団回収奨励金	子供会、老人クラブ、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
			資源物収集報償金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、町内会、自治会等に収集量に応じて報償金を交付する。
関	宿	囲」	廃棄物再資源化集団回収奨励金	資源ごみ回収団体への補助金の交付(カン、ビン、布、古紙等)。
			4 分別収集	可燃ごみ(週2回) 不燃ごみ、資源物ごみ、粗大ごみ(各週1回)
沼	南	町	5 分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、プラスチック系ごみの5分別収集を平成10年度より実施。
_			RPF事業	プラスチック系ごみの固形燃料化を実施。
酒	々 井 ———		資源回収事業	家庭から排出される資源ごみ(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、ビン類、カン類、古繊維)の資源  回収を実施した団体及び協力業者に対し、その回収量に応じ、助成金(5円/kg)を交付している。
富	里	ĦJ	分別収集	4分別(可燃、不燃、ガラスびん、ペットボトル)収集。紙パック、電池、蛍光管、体温計の専用回収ボックスを町内18ヶ所に設置。
			リサイクル品の販売	廃棄自転車のうち再生利用可能な自転車を修理し安価で住民に提供する。
印	旛	村	分別収集	可燃、不燃、資源、有害、粗大ごみの分別収集を行っている。
			資源回収運動報奨金	登録団体が行う資源ごみの回収に対し、補助金を交付している(10円/kg )。
白	井	囲」	広報紙等でのPR	年度初めにチラシを各家庭に配布及び広報紙で分別の徹底をPRする。
			資源回収運動奨励金	P T A、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付している。
_			分別回収	平成5年から資源回収を全町的に実施(缶、ビン、布、紙、ペットボトル)。 
本	埜	村	本埜村資源回収団体奨励金交付要網	自治会、子供会、PTA等が行う集団回収に対し、その回収量に応じて奨励金を交付(団体7円/kg回収業者3円/kg)。
226		шт	分別収集	5分別(可燃、不燃、粗大、有害、資源)資源ごみは、紙類、布類、ピン、カン。
栄 	hts		分別収集	(可燃・不燃、資源、有害、粗大ごみ)の5分別で収集。資源ごみとしてはビン、カン、ペットボトル、 紙類、布類。
下	総		再資源化物回収協力補助金制度	登録団体が行う資源ごみの回収に対し助成をする。
神			ごみ減量化計画	H12年度 2 地区をモデル地区に指定し、分別収集を施行している。( 牛乳パック等、新聞紙、チラシ、雑誌、 衣類を収集 )
<u>大</u>	栄		資源回収所設置	町民の自己搬入による、新聞、雑誌、ダンボール等の回収所を役場敷地内に設置。
小	見川	町	再資源化物回収協力助成事業	登録団体が行う資源ごみの回収に対して、1kg 当たり3円を助成。
,			分別収集	平成12年4月より、ステーション方式でペットボトルの分別収集(月1回)を実施。
<u>山</u>	田	_	フリ・マ・ケット	毎年11月3日にリサイクル活動の一環として、出店者を募集し、フリーマーケットを開催。
栗	源		リサイクル活動協力奨励金	4 P T A が行う集団回収(新聞・ダンボール・雑誌・ウエス・ビールビン )に対し奨励金を交付。
多	古		分別収集リサイクル	資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみの3区分に分別、資源ごみはさらに8区分に分類。
Ŧ _	潟 		分別収集	種類:可燃ごみ、資源ごみ(缶、ビン、ペットボトル、紙パック) 不燃ごみ 資源ごみはリサイクル
東	庄	町	再資源化回収協力補助金事業	自治会、PTA、婦人会等が行う再資源化回収活動(古新聞・古雑誌、ダンボ・ル、古布)に対し、補助金を交付する(3円/kg)。
			フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。

		+47		67 1h	h					
海	市町村上	7名	ШT	分別収集 おおおお おおまま おおまま おおまま かっぱい おおまま かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ	内 容 空き缶・空きびん・ペットボトル、紙パックの分別収集を東総塵芥処理組合で実施。13年度から古紙					
/母			ΨJ	万別43朱	段ボール、廃プラの分別を実施する。					
飯	岡		町	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、カン、ピン、ペットボトル、紙パックの6種類に分別。					
光			町	分別収集事業	3分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)で収集。さらに資源ごみは種類、色ごとに13区分に分かれる					
野	栄		町	再生資源回収活動奨励金交付制度	自主的に資源回収を行う団体に奨励金を交付(古紙類、布類、缶:5 円/kg)。					
大 糹	網白	里	町	ごみの分別収集	可燃ごみ、可燃系粗大、金物系ごみ、カン、ピン・ガラス類、ペットボトル、乾電池の7分別で収集					
				資源再生利用促進奨励金	子供会及びPTA等各種団体が行う資源回収に対して、奨励金を支給する。					
九 -	十九	里	町	資源回収運動奨励金	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し奨励金を交付する(5円/kg)。					
				空き缶処理機設置	限りある 資源の大切さと、リサイクルに対する習慣を養い、町内の美化の推進を図るため、空き缶が 理機を設置し、利用者に商品券等と交換(1,000缶)。					
				ごみの分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみの7分別					
				リサイクル	町内2か所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボ・ルの回収を行う。					
戓	東		町	分別収集	平成9年7月より、可燃ごみ、カン、ビン、ペットボトル、不燃ごみ専用の指定袋を設け、分別収集 行っている。					
				資源ごみ回収促進報奨金	資源回収団体に対し、奨励金(1kg/5円) を交付。					
				リサイクル倉庫事業	各家庭から発生する、ダンボール、古新聞を無料で引き取りを行っている。					
蓮	沼		村	資源再生利用促進奨励金交付事業	子供会及びPTA等各種団体が行う資源回収に対して奨励金を交付する。					
松	尾		町	資源再生利用促進奨励金	資源回収実施団体(子供会、老人クラブ等)に対し回収量に各単価を乗じたものを交付する。					
横	芝		町	資源再生利用促進奨励金	子供会、PTA等各種団体が行う資源(紙類・繊維類、アルミ類)回収に対して、奨励金(3円/kg)で 交付する。					
芝	Щ		町	空き缶処理機設置	平成12年7月より、限りある資源の大切さとリサイクルに対する環境意識や町内の美化の推進を図るがめ、空き缶処理機(2台)を設置し、奨励処置として利用者に図書券と交換。					
睦	沢		町	容器包装リサイクル	ビン3種類、カン、ペットボトル、布、紙を分別収集。					
長	生		村	資源ごみの定期回収	ビン、カン、ベットボトル、新聞、雑誌、ダンボ・ル、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月回ステ・ション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、た、カンとベットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。					
				資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの(紙類等)については、焼却処分せずに資源ごみとして収集。					
	南		⊞T	資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの(紙類等)については、焼却処分せずに資源ごみとして収集。					
				町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民等の参加による町内一斉清掃を実施。					
				リサイクルコーナー	町広報紙にリサイクルコーナ - を設け、不用になった物や欲しい物を募集掲載し、リサイクル運動して行っている。					
				資源ごみの一斉回収	年3回リサイクル事業として、新聞、雑誌類の回収を実施。					
夷	隅		町	町	町	町	町	町	空き缶回収	路上等に投棄された空き缶対策として、空き缶回収機を設置し、回収利用者に図書券を交付(補助 500枚に対し、500円の図書券1枚)。町内3小学校に空き缶回収機を設置しアルミ缶の資源回収を 1年4月より開始。
				分別収集	可燃ごみ、鉄類、ガラス類の3分別収集					
				有価物回収報奨金	資源ごみを回収している団体に対し、奨励金(3円/kg)を交付。					
卸	宿		町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル、発砲トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内19か所リサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。					
大	原		ĦТ	ごみ収集	町直営で可燃ごみ、カン類、ビン類の3分別収集					
	1/3		2	大原町資源再生利用促進事業	ごみ処理に対する認識を高め、ごみの減量及び資源の再生利用を促進するため、廃棄物の収集を各づ団体で実施した場合、その団体に対して奨励金を交付することにより、生活環境の保全を図る。191 体が実施。					
 富	——— 浦		⊞T	 資源ごみ回収事業	登録団体が行う資源ごみ回収事業に対して補助(新聞紙、ビールビン、ジュースピン)。					
二 富				集団資源ごみ回収運動	PTA等で資源ごみの回収を行った場合補助金を交付。一律50,000円					
<del>当</del> 据	南			町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。					
F/IH	113		7	分別収集	銀南地区環境衛生組合にて分別収集実施。 (可燃・紙布類・かん類。ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)					
<u> </u>	——— 芳		村	ごみの分別収集	可燃物、金属類、ガラス類、粗大ごみに4分別。					
	,,		,,	資源ごみ回収事業奨励補助	登録団体が行う資源ごみ回収事業に対し、回収量1kg当たり3円を助成。					
≐	浜		町	全町一斉海岸清掃	年2回(夏、秋)住民により、各地区の海岸清掃を実施。可燃・不燃物と分別して回収。また、県サイクルの日県民運動に伴い古紙の一斉回収をしている。					
Ŧ	倉		町		缶一個につきチケット 1 枚発券。 200枚で500円の図書券と交換(小中学校に設置)					
				資源回収事業奨励補助金	登録団体が行う集団回収に対して補助(古紙:3円/kg)					
—— 丸	ш		⊞T	丸山町リサイクルの日	地区子供会の協力を得て古紙(新聞、雑誌、段ボ・ル)の回収					
J	Щ		,	分別収集	可燃、茶色びん、無色びん、その他色びん、ガラス類、アルミ缶、スチ・ル缶、その他金物、粗大み、プラスチックの10分別収集					
和	田		町	10分別収集	平成11年10月より、燃やせるごみ、金属類、ガラス・セトモノ類、有害ごみ、空き缶、空きピン、ラスチック類、古紙類、布類、粗大ごみの10分別					
天》	津小	湊	町	資源ごみ集団回収推進事業	ごみの再資源化、減量化を促進し、町民のごみ処理に対する認識を高めるとともに生活環境の美化を 進するため、資源ごみの回収事業を実施。					
				町内一斉清掃	年1回住民による、海岸線を中心とした一斉清掃を実施。					
					•					

### シ ごみ減量化対策

ン	この沙	<b>叹</b> 重	凯化对束	
	市町村名		名 称	内容
Ŧ	葉	市	生ごみのコンポスト化 (屋外型生ごみ処理機設置モデル事業)	福祉施設から排出される調理ごみ等を屋外型生ごみ処理機で減量・堆肥化するとともに、生産された 堆肥を各種イベントで市民に配布し、リサイクル意識の高揚を図る。
			生ごみ減量処理機購入費補助事業	販売価格の1/2、上限3万円、一世帯1基まで補助
			生ごみ肥料化容器設置費補助事業	販売価格の2/3、上限3千円、一世帯2基まで補助
			千葉市マイバック協力店認定制度	平成12年8月から買物袋持参運動を積極的に推進する店舗を協力店として認定し、認定証、認定ステッカー、のぼり旗を貸与。(H12.9現在 145店舗)
銚	子	市	指定ごみ袋制度	5分別収集実施と同時に指定袋制を導入する。なお、指定袋は1枚当たり10円で取扱店を通じ販売する。
市	Ш	市	市廃棄物減量等推進審議会	幅広い層から15名の委員によって構成され、時代の要請に応える清掃行政について提言・審議を行う。審議内容:指定ごみ袋制導入、大型ごみの収集有料化など
			ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・買い物かご持参運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者ととも にごみ減量運動を展開している。協力店舗287店
			コンポスト容器・電気式生ゴミ処理 機購入費補助制度	家庭から出る生ごみの資源化促進策として、コンポスト容器購入費の補助を行っている。(3,000 円を限度に価格の2分の1を補助 1世帯2基まで。電気式ゴミ処理機は20,000円を限度に価格の3分の1で1世帯1台)
船	橋	市	生ごみ処理器購入費助成	1世帯につき2基まで 1基につき購入費の1/2 上限3,000円にて助成を実施。
			指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。
館	山	市	ごみの有料化	可燃ごみ週3回地区月200 円/世帯、週1回地区月100 円/世帯。
			生ごみ処理機等購入費補助金交付制 度	生ごみ処理容器 購入価格の1/2で限度額 3,000円 1世帯2基まで 生ごみ処理機 購入価格の1/2で限度額20,000円 1世帯1基まで
木	更津	市	ごみの特別収集	大きさが1辺1mを越える家庭ごみ、引越しによる多量ごみを戸別収集。 1kgにつき15円の手数料を徴収。
松	戸	市	ごみ減量促進事業	庁内ごみの再資源化、ポスタ - ・ちらし等の啓発資料の作成を実施。指定ごみ袋は無。家庭ごみの収集料金は無料。粗大ごみの有料化は平成9年4月1日から実施。
野	田	市	ごみ袋減量協力店制度	市内115店舗で簡易包装、トレイ回収をはじめ10項目を対象に協力願っている。
			指定ごみ袋制度	一般家庭には、一定枚数を無料で配布し、それを越えた場合及び集積所を使用する事業者は 1 枚 170円で購入する。粗大ごみ 1 個につき 520 円
			家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成 金制度	平成10年10月1日からごみの減量とリサイクルの推進を図るため、堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。コンポスト:購入価格の1/2、3千円限度 機械式生ごみ処理機:購入価格の1/3、3万円限度
佐	原	市	生ごみ処理容器購入設置補助金交 付制度	生ごみ処理器の購入設置に対して補助金を交付。(購入金額1/2,限度額3,000円、1世帯2基まで)
			再資源化物回収協力奨励金交付制度	再資源化回収協力実施団体に対して、回収量に応じ奨励金を交付(5円/kg)。
茂	原	市	コンポスター設置助成事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスタ-EM容器を補助額を差し引いた価格で販売。
成	田	市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋(4種類120円/10枚、他に電池等収集袋に外袋を使用)
			減量化施設	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・家具等をリサイクルし、市民に還元している。
			家庭用ごみ減量器具設置補助金	機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐	倉	市	生ごみ堆肥化容器設置助成	コンポスト容器補助 3,000円又は 購入費×1/2  生ごみ処理機補助 上限30,000円又は 購入費×1/2  発酵菌容器補助 3,000円又は 購入費×1/2
			指定ごみ袋	耐湿性の指定ごみ袋(可燃、不燃、ビン、カンの4種類を10枚240円で販売)があり分別排出の徹底を促している。
			買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物をすると、40回で指定ごみ袋10枚と交換。
東	金	市	資源ごみ回収運動奨励金交付	資源ごみの回収を実施した団体に対し奨励金を交付する。
			生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し補助金を交付する。
			指定ごみ袋制の導入	平成10年4月より指定袋による家庭ごみの収集を開始、収集料金は無料。
八	日市場	市	ごみの有料化	可燃、不燃ごみ袋各1回40円、資源ごみ袋、資源ごみシ-ル各1枚20円
			粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000 円+400円/100kg
			生ごみ堆肥化容器に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化と化学肥料による土壌負荷の削減を図るため、市内の家庭に対し、 生ごみ堆肥化容器の購入時に補助金を交付している。
旭		市	指定ごみ袋	東総塵芥処理組合でごみの収集・処理等をしている。指定袋:可燃・不燃ともに1枚45円、直接搬入 10円/kg
習	志野	市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会の開催、環境美化指導員の設置、コンポスト容器購入助成事業、フリ - マ - ケットの開催。
			有価物回収運動奨励事業	実施団体への奨励金交付及び回収業者への補助(資源ごみの回収)
柏		市	減量啓発事業	ごみの減量・資源化の実践活動を推進するため、ごみ体験ツア - の実施や減量説明会、パネル展示会等を随時開催している。
			生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみの減量を推進するため、生ごみ専用の処理機を購入する家庭に対し購入費の1/2、限度額3万円の補助制度を平成2年度から実施している。
勝	浦		生ごみ処理容器等購入費補助	生ごみ処理容器の購入費に対して補助を行う。補助限度額130 型 2,500円 200 型 3,500円
市	原	市	生ごみ肥料化容器購入費補助制度	生ごみ肥料化容器:購入価格の1/2で限度額3,000円、3年間に1世帯2基まで 生ごみ処理機: 購入価格の1/3で限度額10,000円、3年間に1世帯1基まで
			ごみ減量化リサイクル協力店	ごみ減量化、リサイクルの協力店をエコショップとして認定。
			多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出な美務づけている
			生ごみ肥料化容器購入費補助制度 ごみ減量化リサイクル協力店	生ごみ処理容器の購入費に対して補助を行う。補助限度額130型 2,500円 200型 3,500円 生ごみ肥料化容器:購入価格の1/2で限度額3,000円、3年間に1世帯2基まで生ごみ処理機: 購入価格の1/3で限度額10,000円、3年間に1世帯1基までごみ減量化、リサイクルの協力店をエコショップとして認定。

	市町村名		名 称	内容
流	Щ	市	ごみ減量資源化行動計画	│ │市民・事業者・行政が一体となってごみ減量・資源化を推進するため、目標値を定めさまざまな取組を
				行う。 11年4月から実施。
			生ごみ処理機補助推進事業	市民が生ごみ処理機を購入する際に補助金を交付し、生ごみ処理機の設置促進を図る。 62年10月 から実施。
八	千 代	규	減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民ほかで構成。推進員は自治会推薦。
			生ごみ堆肥化容器購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円
			ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力 によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
			指定ごみ袋制度	平成 12 年 7 月より実施 40 L 32 円、30 L 24 円、20 L 16 円
我	孫子	市	生ごみモデル事業	市内小学校(4校)に消滅型生ごみ処理機を導入し、給食残飯等を処理し、生ごみの発生量の抑制を図る。
			ごみ減量対策助成制度	生ごみ容器、生ごみ処理容器購入に補助金を交付。
			ふれあい工房	11年4月、ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。
鴨	Л	市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	生ごみ肥料化容器の購入に対し補助金を交付、購入価格の1/2)。
			指定ごみ袋制度	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみについて指定袋制度を導入。
鎌	ケー谷	市	指定ごみ袋の設定	昭和61年7月 燃やすごみ、ブラスチック系のごみについて指定袋を設定。
2411		.,-	粗大ごみの有料化	平成8年10月 粗大ごみ1点につき800円(税別)
			買い物袋持参推進運動	昭和63年 市内の特定スーパーでレジ袋の受取の代わりにスタンプを捺印し、一定数貯まるとごみ袋又  は買い物袋と交換する。
			生ごみ処理容器等購入費補助制度	昭和61年 生ごみ処理容器等の購入費に対し補助を行う。
君		±	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	昭和01年 主この処理合語寺の購入員に対し開助を行う。 平成12年7月1日から施行
石	净	ďĵ	ふ 座 用 土 し の 処 珪 茂 脾 八 貞 助 成 事 美	平成12年 / 月   日から他行  助成金の額は購入額の 2 分の 1 の額とし、20,000円を限度とする。
富	 津	市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ袋、資源ごみ袋、可燃ごみステッカーにてごみを回収(15円/枚)。
			生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付(購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで)
浦	安	市	生ごみ処理容器補助金	生ごみ処理機 30,000 円まで 生ごみ処理容器3,500 円までの購入額の1/2
			粗大ごみ電話申込制度	収集方法の改善として、平成12年4月から開始。
			再資源化施設事業	びん・缶・紙・ペットボトルを再資源化するプラント。平成11年4月から稼動。
四	街道	市	生ごみ処理容器等購入設置助成金	家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、電動式の生ごみ処理機に対して、購入金額の半額で 上限25,000円までの補助金を交付する。
袖	ケ浦	市	袖ケ浦市廃棄物減量等推進審議会	減量化、資源化及び一般廃棄物の適性処理の推進に関する事項等について市長の諮問に応じ調査及び審 議する。
			袖ケ浦市廃棄物減量等推進員	減量化、資源化、地域の清潔等の推進に熱意と識見を有する者のうちから廃棄物減量等推進員を市長が委嘱する。
			袖ケ浦市生ごみ肥料化容器等購入 設置助成金交付要綱	生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等を購入、設置した者に対し、費用の一部を助成。
八	街	市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大) カン・ビン: 140円/10枚、不燃ごみ、ペットボトル:160円/10枚可燃ごみ(小) カン・ビン:120円/10枚
			廃棄物の処理及び清掃に関する条例	市が一般廃棄物の収集、運搬及び処理した場合のみ手数料徴収1t以下15,000円 1t超1kg当たり15円
			生ごみ処理容器購入費補助金	生ゴミ処理容器を1世帯2基まで補助する。(指定販売店:八街市農業協同組合)1基につき3,000円。
印	西	市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器、生ごみ処理機器の購入者に対し補助金を交付する。
関	宿	町	家庭用生ごみ処理機設置補助金	購入価格の1/3、上限3,000円(平成10年4月1日)
			町指定ごみ袋	可燃ごみ(20、30、45.) 不燃ごみ(30.) 資源物、ビン、カン(30.)の3 種類
			買物袋持参運動	マイバックを1世帯につき1つ無料配布する事で、運動の促進を図る。
			マイバックキャンペーン	買物時にレジ袋を受け取らなかった人にスタンプを押し、100個になったら粗品と交換する。
沼	南	町	指定ごみ袋導入	燃やすごみ、プラスチック系ごみについて指定袋を導入。
酒	々 井		指定ごみ袋	耐湿性の指定ごみ袋(可燃、不燃、ビン、カンの4種類(240円/10枚)で販売)があり、分別排出の 徹底を促している。
			生ごみ自家処理堆肥化容器購入費補 助金	生ごみ自家処理堆肥化容器の購入設置に対し、助成金を交付。(1基当り3,000円、一世帯1基まで)
富	里	町	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの4種。
			資源回収団体奨励金	資源回収運動実施団体に対し、奨励金を交付する。
			生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	家庭から出される生ごみの堆肥化容器等購入設置者に対し、その費用の一部を助成する。
ED	旛	村	生ごみ自家処理たい肥化容器購入設 置助成金	一世帯につき生ごみ処理容器 2 基までとし、1 基当たり購入額の1 / 2 の額を助成する(限度額3,000円)。
白	井	町	フリ - マ - ケット	年1回役場駐車場を利用し実施(各家庭で不要になったもの)。
			広報紙等でPR	広報紙で分別徹底を図りごみの減量化を図る。
			生ごみ処理容器等購入費助成金	生ごみの減量化を図るため、購入者に対し助成金を交付、容器式:購入価格の2/3限度額3,000円、一
				世帯につき5年間で2基まで 機械式:購入価格の1/2限度額30,000円 一世帯につき5年間で1 基まで)
本	埜	村	本埜村生ごみ自家処理たい肥化容器 購入設置助成金交付要綱	生ごみ堆肥化容器の購入設置に対して助成金を交付。 (限度額3,000円 1世帯2基まで)
栄		町	生ごみ処理容器等購入設置助成金交付	生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限 3,000円 1世帯 2基 生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限 25,000円 1世帯 1基

	市町村名		名 称	内容
	中町村石			
栄		町	資源回収運動奨励金交付	自治会、子ども会等が行う集団回収に対し、その回収量に応じて奨励金を交付(団体9円/kg、回収業者5円/kg)。
下	総	町	生ごみ処理容器等購入設置補助金制 度	生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し、その費用の一部を補助。(処理容器1個につき、5,000を上限とし購入価格の2分の1。減量化機器1基につき、2,500円を上限とし購入価格の2分の1)
			指定ごみ袋	可燃、ビン・カン、その他、ペットボトル(1枚35円)
神	崎	町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
			生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ自家処理肥料化容器を購入し設置した者に対し、その費用の一部を補助(処理容器1個につき3,000円とし、1世帯2個まで、減量処理機は1基につき25,000円を限度とし、購入価格の1/2、1世帯1基を限度とする)。
大	栄	町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カンの3種
			生ごみ堆肥化容器設置事業	生ごみ堆肥化容器設置者に対し、1基につき2,000 円を補助(1世帯2基まで)。
小	見川	町	家庭用簡易式生ごみ堆肥化容器設置 補助金	コンポストを設置した者に1基当たり3,000円を限度に2基まで補助。
栗	源	町	ごみ減量化対策	指定ごみ袋: 可燃、不燃、ビン、カン用 各1枚35円
			生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器(1個3,000円) 生ごみ減量化機器(1/2補助で、1基2,500円限度)の設置に補助金を交付。
多	古	町	ごみの有料化	ステ・ション収集 - 可燃ごみ、不燃ごみ… 1 枚40円、資源ごみ、資源ごみシ・ル 1 枚20円。 ごみ戸別収集 - 基本料金 2,000 円 +400 円(100kg)。処理施設へ直接 - 100kg ごとに 400 円
Ŧ	潟	町	指定ごみ袋	指定袋あり(1枚45円)
			生ごみ自家処理堆肥化容器購入設 置補助事業	家庭からの生ごみを自家処理することにより、ごみの減量化を図るとともに堆肥として有効利用する。 1基につき2,000円
東	庄	町	家庭用ごみ減量化資源化対策事業	コンポストの設置者に補助金を交付(一律3,000円)。
海	上	囲丁	生ごみ処理容器設置費補助金	生ごみを堆肥化して、ごみの減量化を促進する。指定ごみ袋の実施 1枚45円
飯	岡	囲丁	指定ごみ袋	可燃、不燃ごみ袋各1枚45円、ステーション収集。
光			ごみの有料化事業	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ袋の指定(可燃・不燃1枚40円、資源袋・シール1枚20円)。
		·	粗大ごみ特別収集	処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して戸別収集している(基本料金2,000円、重量料金400円(100kgごと)。
			生ごみ堆肥化容器設置事業	生ごみの減量化、再資源化を図るため生ごみ堆肥化容器の設置者に対し補助金を交付(1世帯2基まで、190.型2,000円/基230.型2,300円/基)。
野	栄	町	ごみの有料化	ごみ袋等の指定(可燃・不燃袋、1枚40円/資源袋・シ-ル1枚20円) 粗大ごみは持込有料100Kgごと400円
			粗大ごみの特別収集	自己搬入が困難な家庭を対象に戸別収集を実施(基本料金2,000円、100kgごと400円)。
大(	網白里	町	生ごみ堆肥化装置設置費補助金	生ごみ堆肥化装置を町内業者から購入し設置した者に対し、補助金を交付(1世帯2基まで)。
			リサイクル回収倉庫	町内3か所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
九 -	十九里	町	環境浄化推進事業	コンポスト1基に3,000 円補助 家庭用生ごみ処理機の設置者に対し、購入額の1/2 (1万円を 限度) として 補助金交付。
			指定ごみ袋	燃えるごみ専用袋(大・小) 空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定 (燃えるごみ専用袋大1枚60円、小1枚40円 空き缶・不燃物専用袋1枚15円)
成	東	町	生ごみ堆肥化容器購入補助	ごみの減量化を図るため、コンポスター及び電気式生ごみ処理機に対し購入補助金を交付。
Щ	武	町	資源ごみ集団回収事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、資源ごみの回収活動を実施した団体等に対して助成金を交付する(5円/kg)。
			生ごみ処理器購入設置助成金	家庭から排出される生ごみを自ら処理することによって生活環境の保全を図るため、生ごみ処理容器を購入して設置したものに対し、その費用の一部を助成する。(平成12年4月から (1)電動式 1/3以内20,000円限度 (2)手動式1/2以内10,000円限度 (3)コンポスト1/2以内2,000円限度
松	尾	町	生ごみ処理容器設置事業	コンポスト容器購入費の1/2を助成している。
芝	山	町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ - 1枚50円、不燃・資源・有害袋 - 1枚20円、担大ごみステッカー - 一品につき1枚100円
			生ごみ堆肥化容器等設置事業	平成12年4月より、家庭用生ごみ堆肥化容器購入費の1/2(5,000円限度)補助及び生ごみ堆肥化機器購入費の1/2(20,000円限度)として補助金交付。
睦	沢	町	指定ごみ袋制度	可燃専用袋:62円(税込み) 不燃専用袋:17円(税抜き)
			収集料金	可燃ごみ収集手数料62円
			生ごみ肥料化容器購入助成金交付事 業	生ごみ肥料化容器(コンポスト)生ごみ処理機(電動式)購入者に助成。
長	生	村	生ごみ肥料化容器購入設置費補助	生ごみ肥料化容器の購入について、1家庭に2基まで補助金を交付する。 1基目3,000 円、2基目2,000 円の補助金額
			指定ごみ袋制	可燃ごみ袋10枚入り6200円(購入金額の中に一部収集手数料を添加している) 不燃ごみ袋10枚入り170円(収集料金の添加はなし)
		町	ごみ肥料化容器設置補助金	生ごみの減量化を図るため、購入者に対し助成金を交付。(コンポスター:1世帯2基まで 1基につき3,000円 機械式:購入額の1/2 限度額10,000円))
白	子			
白長	子 ——— 南	町	ごみ減量化対策施設設置整備事業	長南町ごみ減量化対策施設設置整備補助金交付要綱(3年3月20日制定)
			ごみ減量化対策施設設置整備事業 ごみ減量化対策事業	長南町ごみ減量化対策施設設置整備補助金交付要綱(3年3月20日制定) 生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業
長	南	町		
長御	南宿	町町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業
長御富	宿山	町町村	ごみ減量化対策事業 生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト容器補助 2,850円

市町村名				名 称	内容
丸	Щ		町	コンポスト容器購入補助	家庭から出る生ごみ減量を目的に購入費補助を行っている。3,000 円を限度に価格1/2 を補助。
和	田		町	指定ごみ袋制	「燃やせるごみ用」燃やせないごみ用」資源ごみ用」の3種類の指定袋を使用。
天 津	小	湊	町	生ごみ処理容器購入費補助	家庭から排出される生ごみの自己処理を行うための生ごみ処理容器を購入し、かつ、設置した者に対して補助を行う。 斡旋価格の1/2 を限度 1世帯につき2基まで

### ス 環境学習関連事業

亼	坂-児-	f⊨			
	市町村名		名 称	内容	
千	葉	市	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の取り組みを促進するため、モデル校を指定する(6校)。	
			エコリーダーちば養成講座	教員コ - ス: 3日×2コ - ス、一般コ - ス:5日×2コ - スを開催	
			エコ体験スクール	小学校4~6年生を対象に、1泊2日で参加体験型の環境学習を行う。	
				40×2コースで開催。	
市	Ш	市	環境講座・環境教室	環境について認識を深め、環境に配慮した行動を促すための生涯学習として実施している。大人を対象とした環境講座、小中学生を対象とした環境教室を開催している。(平成11年度、5回171人)	
			いちかわ環境フェア	環境月間の行事として市民が環境について学び、環境について関心を高めることを目的として開催している。展示などに参加する市民団体や事務所を公募している。(参加団体18団体、来場者1,400人)	
			環境活動リーダー養成講座等	環境学習を自主的に推進する市民リーダーの育成を目的として開催している。(平成11年度、7回202人)	
			いちかわ環境ニュース	市の環境情報を分かりやすく提供するために発行。市内の学校・公共施設・事業者等に配布している。	
船	橋	市	ふなばし環境フェア	講演会、発表会、パネル展、実演コーナー、ビデオ上映 参加人数 3,000人	
			環境にやさしい施設バス見学会	環境関連施設の見学 参加人数 40人	
			ふなばし環境パネル展	「環境ボランティア団体の活動」パネル展示	
			自然観察と米作り	田植(春の野草観察・河川の水質調査)、かかし祭、田の草取、稲刈(秋の野草観察)、収穫祭(もちつき)参加人数 101人 ボランティア 30人	
			養老川でさわがにを探しませんか	養老川で生物調査·水質調査 参加人数 38人	
			夏休み親子環境教室	三番瀬の生物調査及び東京湾船上視察 参加人数:36人	
			スターウォッチング	星を観察することにより大気の汚染状況を把握し、啓発活動を行う。参加人数:65人	
館	山	市	生涯学習出前講座	市民等の希望により、市職員が講師として出向き、市の実施している事業や施策を市民に説明する。	
L L		115	115	環境フェアたてやま	12年10月8日(日)開催。環境講演会、市内小学生を対象に募集した環境美化ポスターの展示・表彰式、リサイクル市、消費生活展。
			環境美化カレンダーの全戸配布事業	市内小学生を対象に募集した環境ポスターの各学年の入賞作品や資源ごみ等の収集日、ごみの分別の仕方等を掲載し、市民にごみの分別排出の徹底とルールの遵守を周知。	
			クリーン・アンド・ビューティフル (C&B)運動の展開	「清潔で美しいまちづくり」を基本理念とし、市民一体となり、安心して暮らせる、住み良い環境づくりを目指す。	
				「まちを愛する週間」春(平成12年5月20日~6月5日)・秋(10月20日~11月5日)を設け、散乱 ごみの一斉清掃、不法投棄防止キャンペーンを実施。	
木	更津	市	リサイクルフェア	普段の生活の中で、できるだけゴミを減らし、資源のリサイクルを推進することを目的として平成11年 10月24日(日)木更津市民総合福祉会館にて開催。 参加人数3,500人(粗大ごみ展示抽選会、リサイクルクイズ、食品トレイ・使用済油・びん・缶・ペットボトルの回収、フリーマーケット)	
松	戸	市	(財) まつど街と水辺の緑化基金野鳥 観察会	野鳥は自然のバロメ - タ - といわれているが、その野鳥を知ることで野鳥と自然とのかかわりを深く認識してもらうことを目的として、市内、県内及び近隣都県で講師3名により実施している。	
			音環境学習会	小学4年~6年生と保護者を対象に、残したい"日本の音風景100選"に認定された矢切の渡しと柴 又帝釈天の音風景を探訪した。また、音について考え、空き缶等を用い、音の楽器の作成をした。 参加人数44名	
			ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。 参加人数 263 名	
			河川ウオッチング	広報等で募集し、河川の現状を見る。(水質検査、生物等を認識してもらう) 参加人数 175 名	
			親子が水辺で集う日	環境月間である6月に小学校の校庭を利用し、環境イベントを実施、また近くの坂川で魚(こい)の 放流を行う。	
野	田	市	川間公民館川間長寿高校	身近な環境、自然の実態について学ぶ。受講者数79名	
			中央公民館婦人会員講座	「大気汚染が私たちに与える影響」というテーマで大気汚染の現状等について学ぶ。受講者数45名	
成	田	市	印旛沼クリーンハイキング	ごみ空き缶等を拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、金魚すくいやクイズ大会、水質勉強会などのイベントを行う。	
			環境関連講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。	
			屋形船による印旛沼自然観察会	印旛沼に直接触れて楽しみ、沼の実態を市民に知ってもらう。	
			坂田ヶ池親子自然観察会	坂田ヶ池で講師を招き自然観察会を行い、自然と親しむ機会と学習の場を提供する。	
			ごみフォーラム	講師を招き、ごみの減量化・再資源化についての講演会を開催する。	
佐	倉	市	水辺環境展	環境学習の一環として、市で実施している各種調査関連事業をパネル・模型展示する。平成11年度3,977 人来場。	
			自然環境講演会	身近な自然環境について紹介する。 参加者 77人	
			自然環境パネル展	身近な自然環境について紹介する。 参加者 313人	
習	志 野	市	音の環境学習	環境月間行事の一環として、市内の児童・生徒を対象としてゲ・ムや実験を通し、身近な音と騒音を区	
	,	- 1-		別し、音の研究と学習を行う(参加人数 11年度19人)	
			小学生の環境施設の見学、体験学習 の実施	市内全小学4年生の児童を対象に、リサイクルプラザ、清掃工場、谷津干潟自然観察センタ - の見学やリサイクル教室に参加した。(16校、見学1,295人)	

	市町村名		名 称	内容	
柏	18-1111	市	環境フォーラム(柏市環境保全協議	17 17	
114		.,-	会と共同開催)	能な社会の構築に向けて事例や市民等の意見を踏まえて、今、企業が行うべきことについて、事例発表及びシンボジウムを行った。参加人数:125名	
			手賀沼ふれ愛フェスタ	平成12年7月10日(土)に国や県、流域自治体などの主催により、柏市民文化会館にて「手賀沼流域フォーラム」と手賀沼親水広場にて、「水辺のイベント」を開催し、手賀沼浄化に向けて啓発活動を行った。参加人数1,000名	
			くらしと環境パネル展	環境月間の市民啓発事業として、平成3年度から市内において、パネル展示やパンフレットの配布を実施している。今年度は、さわやかちば県民プラザで6月16日から30日にかけて、「手賀沼の風物」「生活排水対策」「アイドリング・ストップ」「ごみ減量と資源化」「ポイ捨て防止」をテーマに開催した。	
				手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥(かも類等)の観察をとおして、水質浄化、自然環境の保全への意識の高揚を図ることを目的としている。平成12年1月30日(日)参加者35名
			第16回手賀沼クリーンピクニック	手賀沼周辺をピクニックしながら清掃活動することにより手賀沼浄化をはじめとする環境問題への理解と協力を広く市民に求めている。平成11年10月24日(日)参加者 約300人	
市	原	市	エコフェアいちはら	環境月間の一環として実行委員会主催により、映画上映会、各種団体による環境保全活動状況の紹介、フリーマーケット等実施 参加人数5,000 人	
			臨海部工場見学	市内小学生を対象に実施 見学者10枚830名	
			巨木めぐり	市内にある巨木とその自然環境に直接触れ、自然の大切さを体験する。参加人数40人	
			水辺の観察会	養老川上流域に生息する水生生物などを観察して水辺に親しむ。(雨で中止)	
流	Щ	市	流山市環境デー	市民団体によるシンポジウム   テ - マ「いきいき農業大集合 」   参加者数 100名	
			環境情報紙「えこらいふ」の発行	市民が環境問題を考える上での契機づくりとして、正確な情報を提供する環境情報紙「えこらいふ」の 発行を行っている。	
八	千 代	市	こども環境教室	小学校4~6年を対象に実際の体験を含めた学習を行う(3日間)。参加者42名	
-11	~ -		環境モニター施設見学会	環境モニタ・による環境施設の見学会で、意識の高揚を図る。参加者20名	
找	孫 子	市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、市内小学校5、6年生を対象に実施している。	
			手賀沼ふれあい船上見学会	一般市民を対象とした船上見学会を実施し、手賀沼に対する理解を深め、浄化に対する意識の高揚を図る。 	
鴨	Л		環境シンポジウム	市内小学生を対象に自然環境保全に関する意識を高めるため啓発用ポスタ - の募集及び展示	
鎌	ケ谷	市	まなびい大学くらし学部	生涯学習の一環としての環境に関する講演とエコクッキング(2回68名参加)	
			まなびい大学講師派遣事業	市職員を学習会の講師として派遣。テーマ「家庭でできる水質浄化』(1回20名参加)	
君		=	中央公民館環境講座 クリーンシティフォーラム in	水とともに生きるをテーマに身近な環境問題について学ぶ。(5回延べ175名参加) 環境美化とごみ処理問題についての講演会	
	<i>/</i> =	C) I	君津 '2000	現現実化ことが延星问題にプロトロの調膜会 12年9月24日(日)参加人数1,300人	
浦	安	市	夏休み親子リサイクル教室	リサイクルの大切さを理解してもらうため開催。対象:市内小学生及び保護者。	
			環境キャンペ - ン	講演会:市民一人一人が環境問題を真剣に考え、地球的な問題であることを認識してもらうため開催。	
袖	ケー浦	市	暮らしと環境を考えようin袖ケ浦	市民と事業者・行政が一体となって環境イベントを開催し、地域における環境保全活動のあり方について問題提起、環境問題への取り組み方を紹介。	
			夏休み親子環境講座	小学生4~6年生とその親を対象に楽しみながら環境について学ぶ場を提供し、意識の高揚を図った。 (エコクッキング、ネイチャーゲーム)	
			環境学習講座	一般市民を対象に、環境意識の高揚を図るため、講座を実施している。	
沼	南	町	手賀沼船上視察	手賀沼の水質の現状を直接船上から視察し、まだ残されている沼の自然を観察しながら私たちに出来る 水質浄化対策などを一緒に考える。 町内在住の方対象に実施 定員30名	
富	里	囲丁	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学校4~6年生を対象に環境学習を通じて、リサイクルの知識の習得を図り、豊かな創造性を培う。	
			リサイクルフェア	ごみ減量及び資源ごみの有効利用と地球に優しい暮らしづくりを目的とする。	
			くらしの中のリサイクル作品展	家庭から出た廃棄物を利用したリサイクル作品展	
_		mT.	施設見学	町クリーンセンターの施設を見学する(随時実施)	
白	井	ЩJ	環境学習講座	地域における環境学習を推進し、環境保全に関する知識の普及と環境保全活動を促進する。	
			自然観察会	環境学習の一環として豊かな自然と動植物とふれあい親しんでもらうため、小学生以上を対象に年4回(春夏秋冬)実施。	
			環境学習教材制作	環境保全意識の向上を図るため、教材用パンフレットの作成及び案内看板の設置。	
			生活排水対策体験学習会	浄化意識の高揚、浄化対策の普及を図るため、水質浄化の体験学習会を開催。	
			リサイクル講座	ごみの減量化、資源化に対する意識の向上を図るため、一般市民を対象に、リサイクル工場等の見学を 実施。	
大	網白	里	環境講演会	住民の関心の高い環境問題について講演会を開催し、正しい知識を得る。(平成12年9月29日開催 参加人数 50人)	
栄		町	ゴミ処理施設見学会	一般住民を対象としたリサイクル施設及びごみ処理施設の見学を行った。	
御	宿	町	エコクラブ	アースレンジャー	
大	原	町	環境学習推進事業	一般町民を対象に、環境への認識をより一層深めるための環境学習会を実施。	
千	倉	囲丁	クリーン環境ちくらの発行	暮らしの中の環境保全に対する町民の意識の高揚を図るため年3回全世帯に配布。	

### セ 環境保全活動への助成

			7 14	
	市町村名		名  称	内容
Ŧ	葉	市	地域環境保全基金事業	市内で河川浄化等の環境保全活動を自主的に実施している6団体に活動事業費の1/2(限度額30万円) を補助する。
市	Ш	市	環境活動団体支援事業	環境をより良くする市民活動の支援を目的として、環境活動を行う民間団体を支援している。登録した 団体を対象に、講師の派遣、教材等の貸出、情報提供を実施している。(登録団体14団体)
船	橋	市	ふなばし環境ボランティア育成事業 補助金	複雑・多様化する環境問題を解決するため民間団体が行う環境保全活動に要する経費に対して予算の範囲内で市補助金等の交付に関する規則及びふなばし環境ボランティア育成事業補助金交付要網に基づき補助金を交付する。
松	戸	市	市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円、78町会・自治会(平成10年度)
			水質浄化活動団体に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上(助成金は経費の1/2 以内で5万円を限度とする)補助金額470千円100団体
茂	原	市	容器包装廃棄物等回収事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及びPTA が行う資源ごみ回収に対し報償金還元金を交付。
成	田	市	成田の水をきれいにしよう運動	印旛沼・河川周辺の環境美化運動等いろいろな啓発普及事業を行う。また、各地域で身近な水辺環境を守り、水質浄化に役立つ活動を行う団体に対して、必要な物資等の提供を行う。
佐	倉	市	佐倉市環境ボランティア育成事業	地域に根ざした市民の自主的な環境保全活動を育成・支援していくため助成。
旭		市	きれいな旭をつくる会補助事業	環境美化モデル地区の助成。リサイクル施設等の視察。公共施設の花いぱい運動。 空き缶回収運動。環境衛生大会の開催。
習	志野	市	生ごみ処理容器購入費補助事業	家庭から排出される生ごみをコンポスト容器により堆肥化して有効活用を図り、かつ、ごみの減量を促進することを目的に、容器購入者に対し補助を実施した。 申請件数 135 補助金額 1,288,890 円(6,000円を 限度額として 購入費の 1/2) 平成 11 年度
			有価物回収事業補助金	ごみの減量化と再資源化を推進するため、有価物回収事業者に有価物 1 k g 当たり 6 円の助成を行い、回収事業の安定化を図っている。 平成 11 年度実績補助金 33,164 千円
柏		규	雨水浸透ます設置費補助制度	雨水浸透ます設置促進については、「雨水浸透ます設置モデル事業」により名戸ケ谷周辺地域を対象としていたが、対象地域を市内全域に拡げるため、平成8年度からモデル事業を設置費補助事業に改め、湧水の保全及び地下水の涵養を図っている。設置世帯 設置数 1世帯 2基
市	原	市	環境衛生週間推進標語	環境衛生週間にちなんだ標語及びポスタ - を小中学生から募集し、優秀作品を表彰し、環境衛生の推進に役立てる。
			清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を進呈する。
流	Щ	市	市民環境フォ・ラム流山に対する 助成	環境問題について考え、意識の高揚及び啓蒙を図るため環境シンポジウムを開催する市民環境フォ - ラムに対して補助を行っている。
鴨	Ш	市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に 補助金を交付する。
富	津	市	環境浄化対策事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内4団体に補助金を交付する。
四	街道	市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。個人・団体10名以内
富	里	町	不用物集積所設置補助金	不用物集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、町民生活の向上を図る。費用の 1/3 の額 上限 18,000 円 / か所
神	崎	町	再資源化回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時または定期的に行う再資源化物回収活動に対し、奨励金を交付。( 1 k g 当たり5円)
大	栄	町	資源回収補助事業	定期的に資源回収を実施している団体に対し、補助金を交付する。小学校に対して一律50,000円、その他団体に対し5円/kgの補助
多	古	町	多古ホタル祭り	河川愛護思想を広く普及することを目的としてホタルの放流、鑑賞会、環境づくり ビデオ鑑賞会等の集いが行われる。この活動に補助金(100,000円)を助成。
飯	岡	町	環境モデル地区推進整備事業	地域社会における快適な居住環境づくりを図るため、各行政区をモデル地区に指定し補助金を交付する。
芝	山	町	廃棄物資源化回収事業補助金	廃棄物の資源回収を実施している団体(子供会、PTA等)に対し、補助金を交付する。(1kg/3円)
長	南	町	不法投棄等の情報提供に関する協定	町内の郵便局と情報提供の協定を締結し、監視体制の強化を図る。
和	田	町	集団回収実施団体補助事業	新聞、雑誌回収を行った団体へ3円/kgの補助。また、業者に5円の補助
			生ごみ肥料化容器購入補助事業	コンポスト容器購入者へ一基3,000 円補助

### ソ その他の取組

_			7				
	市町村名		名 称	内容			
市	Л	市	市川市環境市民会議の開催	環境基本計画に市民意見を反映させるためするため、公募により選任された 1 5 名による「市川市環境市民会議」を設置した。			
館	Щ	市	市不法投棄監視員制度設置要網	廃棄物及び土砂等の不法投棄等を未然に防止するため、不法投棄監視員制度に関し必要な事項を定め、 もって市民の快適な生活環境の保全に資する。			
			清掃事業運営審議会	清掃事業計画にかかわる事項について必要な調査・審議を行い市長に答申し、又は建議する。			
			公害対策審議会	公害対策に関する基本的事項を調査審議し、市長に答申する。			
松	戸	市	松戸駅周辺ポイ捨て対策モデル事業	10年10月より、松戸駅周辺500m圏内にてポイ捨て防止事業を実施。			
成	田	市	緑化推進事業	年2回、各区へ花の苗を配布し、緑地に植栽・管理してもらう。			
			ホームページ開設	印旛沼の概要や汚濁の状況、沼にまつわる伝説や昔話などを掲載している。			
東	金	市	市	市	市	I S O 14001	平成 12 年 2 月 23 日取得
			環境マネジメントシステム導入	自治体が率先して環境問題に取り組む姿勢を住民や企業にアピールする事により環境への啓発効果が期待される。			
習	志野	市	公共施設における小型焼却炉の使用 禁止	ごみの焼却に伴うダイオキシン類の発生を防ぐため、学校や福祉施設など市内全公共施設での小型焼却 炉の使用を平成9年9月1日から廃止。			
			習志野エコオフィスプラン	環境保全率先行動計画を11年2月に策定し、11年4月より5か年計画で実施。			
柏		市	雨水浸透ます設置費補助制度	雨水浸透ます設置促進については、「雨水浸透ます設置モデル事業」により名戸ケ谷周辺地域を対象としていたが、対象地域を市内全域に拡げるため、平成8年度からモデル事業を設置費補助事業に改め、湧水の保全及び地下水の涵養を図っている。設置世帯 設置数 1世帯 2基			
勝	浦	市	一日清掃	市行政区(45区)ごとに年8回の一日清掃日を設定し、区域内の空き缶拾い、草刈り等を実施。			
流	Щ	市	江戸川クリーン作戦	12年6月4日実施。			
			春・秋ゴミゼロ運動	12年6月4日実施。			
浦	安	市	ISO14001認証取得事業	ISO14001を認証取得することにより地球環境の保全を図る。平成13年度取得予定。			
四	街道	市	生垣設置補助事業	生垣設置への助成1,500円/m。ブロック塀等の撤去への助成2,000円/mともに30,000円を限度とする。			
袖	ケー浦	市	環境月間ポスターコンクール	環境月間にちなんだポスターを小中学生から募集し、優秀作品を表彰し、環境意識の高揚を図る。			
			袖ケ浦市ゴミ集積箱設置整備事業補 助金要綱	清掃事業におけるごみの衛生的な処理の普及を図るため、ゴミ箱設置整備事業に要する経費に対し、補助金を交付。			
			袖ケ浦市感染性医療廃棄物処理費 助成金交付要綱	医療廃棄物の適正な処理の推進を促し、地域医療の発展を図るため、処理を行う経費に対し、補助金 を交付。			
			袖ケ浦市不法投棄監視員制度設置 要綱	監視員を設置することにより、自然環境の破壊及び景観を損なうおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。			
			袖ケ浦市雑草等除去事業補助金交 付要綱	空き地等の雑草をなくし、清潔な生活環境を保持すると共に犯罪及び火災の発生並びに廃棄物の投棄等を未然に防止し、市民の生活の安全を図るため、除去した者に対し、補助金を交付。			
関	宿	町	あき地の雑草等の除去に関する条例	空き地の管理不良状態を解消することにより、住民の安全と良好な生活環境を確保する。			
沼	南	町	町美化協力員設置要綱	廃棄物の不法投棄等の防止を図り、快適な生活環境を確保するため、協力員を設け環境行政の効果的 な推進を図る。			
白	井	町	町	生活環境指導員の委嘱	各自治会単位で指導員を委嘱し、自地区のごみの排出指導等分別の徹底、不法投棄の監視等を業務と する。		
			ISO14001白井町の取組み	職員は町の行う事業活動がもたらす環境に対する影響を自覚し、環境への負荷を低減させるための自主的な取り組みであるISO14001環境マネジメントにより環境の保全に努める。			
光		町	不法投棄防止・リサイクル啓発 キャンペーン	不法投棄監視員による不法投棄防止とリサイクルの意識啓発を図るため、リサイクル推進月間中に街頭でキャンペ - ンを実施。			
			不法投棄防止対策事業	月1回町内全域をパトロールし、不法投棄防止と早期発見を行う。			
成	東	町	ホームページ開設	町ホームページに環境関係の情報を掲載する。12年4月1日から			
横	芝	町	1日清掃	町行政区(82区)ごとに「ゴミゼロ運動」とは別に年1回、12月にカン、ビン粗大ゴミ等の収集、草刈り等を実施。			
			空き地の雑草等の除去に関する条 例	雑草が繁茂し、生活環境を悪化している空き地の所有者に対し、雑草を除去し、適正に管理させる。 7年3月29日制定			
睦	沢	町	フラワ - &クリ - ン作戦(花いっぱい運動)	花の街づくりを通じて美しい生活環境を作り出す。年3回、各区に町から花の苗を配布し花壇等へ植栽、管理してもらう。9月は各地区へ花の種子代を助成し地区で花を栽培			
長	生	村	合併処理浄化槽設置事業費補助金交付	個人が建築する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付する。			
			特定環境保全公共下水道事業	生活環境及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の保全を図るため公共下水道の整備を行っている。認可計画 161 h a			
大	多喜	町	空に親しむ啓発事業	中学生を対象に樹木の大気浄化能力調査、あおぞら観察、雨の酸性度チェックなどの調査及び観察等を 行う。			
御	宿	囲丁	古紙回収	町協力団体による古紙(新聞紙)の回収(月3回程度)			
和	田	囲丁	全町一斉ふるさと美化運動	町民自らが生活環境の美化に関心を持ち、行政連絡員の指示で月1回の清掃活動を実施。			